

新たな管理型最終処分場候補地選定

報告書

平成 30 年 3 月

新たな管理型最終処分場候補地選定委員会

目次

はじめに.....	1
第1章 選定委員会設置の経緯及び基本構想の概要.....	2
1 選定委員会設置の経緯.....	2
2 基本構想の概要.....	2
第2章 新たな施設の候補地の選定過程.....	3
1 第1回選定委員会（平成29年6月13日開催）.....	3
2 第2回選定委員会（平成29年7月26日開催）.....	8
3 第3回選定委員会（平成29年9月6日開催）.....	11
4 第4回選定委員会（平成29年10月27日開催）.....	17
5 第5回選定委員会（平成29年12月6日開催）.....	27
6 第6回選定委員会（平成30年2月1日開催）.....	42
おわりに.....	62
＜資料編＞	
資料1 新たな管理型最終処分場候補地選定委員会設置要綱.....	資料編- 1
資料2 新たな管理型最終処分場候補地選定委員会委員名簿.....	資料編- 3
資料3 新たな管理型最終処分場候補地選定委員会開催経緯.....	資料編- 4
資料4 新たな管理型最終処分場の候補地選定に係る土地の募集要領.....	資料編- 6
資料5 高知県情報公開条例（第6条抜粋）.....	資料編-13

はじめに

県及び市町村等により設立された財団法人エコサイクル高知(公益財団法人へ平成25年4月に移行)が建設した県内唯一の管理型産業廃棄物最終処分場「エコサイクルセンター」が、平成23年10月に高岡郡日高村本村において開業した。

「エコサイクルセンター」は、埋立期間を約20年間として計画されたが、廃棄物の埋立てが計画を大幅に上回るペースで進行しており、このままのペースで埋立てが進むと計画よりも約10年早い平成33年度末頃には埋立てが終了する見込みとなった。

このため、県は、平成29年3月、今後の高知県における管理型産業廃棄物の最終処分のあり方に関する基本構想(マスタープラン)を策定し、新たな管理型最終処分場を公共関与の手法で整備する方針とした。

このマスタープランに基づき、公平かつ独立した立場から新たな管理型最終処分場の整備に適した候補地を選定するため、当「新たな管理型最終処分場候補地選定委員会」が設置され、4次にわたるスクリーニングにおいて33項目による評価を行ったうえで、平成30年2月1日に開催した第6回委員会において、3箇所の最終候補地を選定した。

本報告書は、6回にわたり開催した委員会における新たな管理型最終処分場の候補地の選定過程について取りまとめたものである。

なお、図面等を除く全ての委員会資料は、県庁環境対策課のホームページにおいて公開している。また、図面等は県庁1階の県民室において閲覧に供している。

(県庁環境対策課ホームページ：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/kouhotisenntei.html>)

第1章 選定委員会設置の経緯及び基本構想の概要

1 選定委員会設置の経緯

高知県及び高知県内の市町村等の出損により平成6年4月に設立された財団法人エコサイクル高知（平成25年4月公益財団法人へ移行）が建設した県内唯一の管理型産業廃棄物最終処分場（以下「管理型最終処分場」という。）エコサイクルセンターは、平成23年10月、高岡郡日高村本村において開業した。

エコサイクルセンターは、当初、埋立期間を約20年間として計画されていたが、開業直後から計画を大幅に上回るペースで廃棄物が搬入されており、このままのペースで進めば計画よりも約10年早い平成33年度末頃には埋立てが終了することが見込まれる状況となった。

このため、高知県では、今後の管理型産業廃棄物の最終処分のあり方（以下「今後のあり方」という。）について検討したうえで、基本構想（マスタープラン）を策定することとして、平成28年6月に「高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置した。

平成28年12月、検討委員会から今後のあり方についての検討結果を取りまとめた報告書が高知県に提出され、平成29年3月、高知県が、報告書の内容を踏まえ今後のあり方に関する基本構想（以下「基本構想」という。）を策定した。

2 基本構想の概要

基本構想には、エコサイクルセンターでの埋立てが終了した後も、引き続き管理型産業廃棄物の適正処理を推進し、県内事業者の安定した経済活動を下支えしていくことが必要であるとして、公共関与の手法により、県内に新たな管理型産業廃棄物最終処分場（以下「新たな施設」という。）を整備する方針が示された。

新たな施設の施設規模・施設構成について次のとおりとされた。

新たな施設の施設規模・施設構成等

- ◆埋立期間 : 20年間
- ◆埋立容量 : 17万m³から23万m³までの範囲
- ◆施設構成 : 被覆型処分場とし、処理水は無放流とする
- ◆附帯施設 : 中間処理施設は併設しない

また、新たな施設の候補地選定は、①選定にあたって必要となる調査や資料作成には、膨大な情報処理や地形等の条件を専門的に判断する知識、技術力等が求められること、②エコサイクルセンターの埋立終了時期が迫る中、短期間で確実な手法で選定していくことが必要になること、③選定過程の透明性や客観性を確保することが重要であることから、コンサルタントの専門的な知識、技術力を活用して期間短縮を図るとともに、有識者などを構成メンバーとする委員会によって候補地を絞り込み、最終決定は、地元合意を図ったうえで高知県が行うという方法で進めていくこととされていた。

第2章 新たな施設の候補地の選定過程

県において、基本構想に基づき、「新たな管理型最終処分場候補地選定委員会（以下「委員会」という。）」が設置され、候補地選定を進めることとされた。

なお、委員会の審議は、原則公開とするが、会議において、高知県情報公開条例第6条第1項第1号から第7号までに規定する情報に該当する事項について審議を行う場合や、会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合は、その都度、委員会において審議を非公開とすることを決定したうえで、非公開により審議することとされた。

なお、委員会の全ての審議が終了した後は、委員会において全ての選定過程について整理した報告書を作成して県に提出し、その報告書は県において公表することとされた。

※高知県情報公開条例：資料編（資料5）

第1回から第6回までの委員会において決定した事項等は次のとおりである。

1 第1回選定委員会（平成29年6月13日開催）

（1）候補地選定にあたっての基本的な考え方

ア 候補地選定は、最終処分場の施設整備事業に携わる多くの関係者の手引書として活用されている「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）（以下「計画・設計・管理要領」という。）」に示された手法を基本とする。

イ 他県の公共関与による管理型最終処分場の候補地選定手法も参考とする。

（2）候補地選定の手順

候補地選定の手順は、次のフロー図（図1-1）のとおりとした。

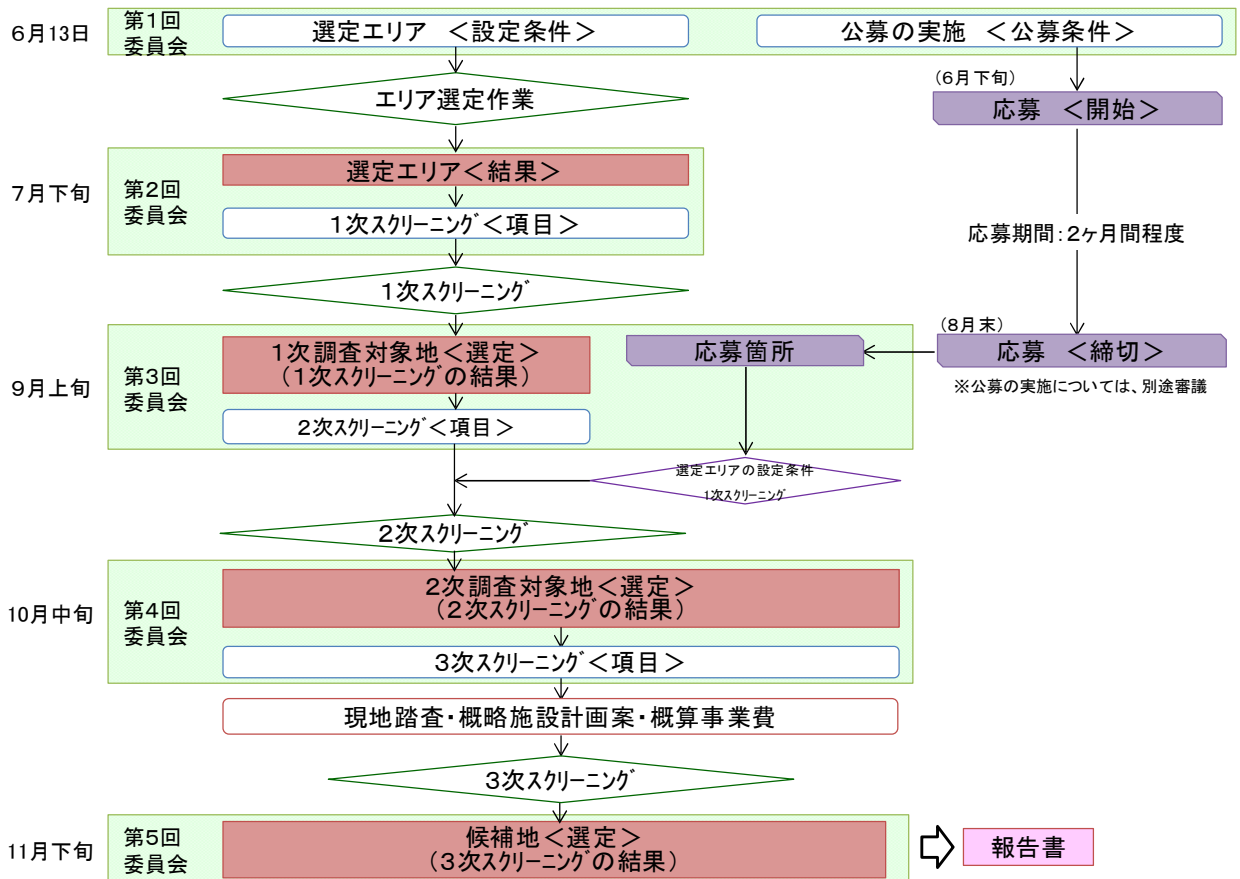


図 1 - 1 候補地選定フロー図

(3) 選定エリアの選定条件の決定

ア 選定エリアから除外する区域

約 71 万 ha ある県土の中から新たな施設を建設する候補地を選定するための第 1 ステップとして、面的な広がりを持つ選定エリアを設定することとした。

まず、「計画・設計・管理要領」において最終処分場の建設が基本的に困難とされている法規制区域（表 1 - 1）と、防災の観点（表 1 - 2）や土地利用の観点（表 1 - 3）から建設地に適しないと判断した区域を選定エリアから除外する区域（以下「除外区域」という。）とした。

表 1 - 1 処分場の建設が基本的に困難な法規制区域等（「計画・設計・管理要領」による）

法律等	規制区域等名称
自然公園法	国立及び国定公園
自然公園条例	県立自然公園
自然環境保全法（条例）	自然環境保全地域
鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区
森林法	国有林、保安林
文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物、周知の埋蔵文化財包蔵地、重要伝統的建造物群保存地区
その他（条例）	保存樹木及び保存樹林

表 1 - 2 防災の観点による区域

区域等名称		
地すべり防止区域	砂防指定地	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	河川区域（1級・2級）
津波浸水想定区域（L2）	活断層から1kmの範囲	

表 1 - 3 土地利用の観点の区域

区域等名称			
用途地域	市街化区域	市街化調整区域	農用地区域

イ 選定エリアの絞り込み

県土全体からアの除外区域を除いたうえで、県内の産業廃棄物排出量の状況及びエコサイクルセンターの利用者の状況並びに産業廃棄物排出事業者の作業効率及びエコサイクルセンターの箇所選定時の考え方も参考にして、高知市中心部から自動車により概ね1時間圏内の範囲を選定エリアとした。

（ア）県内の産業廃棄物排出量の状況

県中央部（「高知県ごみ処理広域化計画（平成11年6月）」による「中央東部」、「中央中部」、「中央西部」の3ブロックをあわせた区域をいう。）の産業廃棄物排出量（平成26年度）は、県全体の産業廃棄物排出量の約76%を占めている。

（イ）エコサイクルセンターの利用者の状況

エコサイクルセンターを利用する214者のうち25者が年間100t以上の管理型産業廃棄物を搬入しており、そのうちの22者は県中央部に所在している。また、その22者からの受入量は、エコサイクルセンターの全受入量（平成23年10月から平成29年3月までの合計）の約84%を占めている。

(ウ) エコサイクルセンターの箇所選定時の選定エリア

物部川と仁淀川に囲まれた県中央部とし、高知市から概ね1時間以内の地域とされていた。

(4) 新施設の整備に必要な埋立容量及び敷地面積

ア 埋立容量

基本構想において、17万m³から23万m³までの範囲とされている。

イ 敷地面積

全国の公共関与による被覆型の管理型最終処分場を参考に設定した。

表1-4 全国の公共関与による被覆型の管理型最終処分場 ※各県への聞き取りによる

都道府県	埋立容量 (m ³)	埋立面積 (m ²)	平均埋立深さ (m)	敷地面積 (m ²)	面積比
A 県	600,000	48,000	12.5	126,000	2.6
B 県	422,349	31,121	13.6	118,679	3.8
C 県	844,241	40,704	20.7	256,000	6.3
D 県	90,000	15,300	5.9	37,884	2.5
高知県	111,550	12,000	9.3	70,966	5.9
平均			12.4		4.2

※平均埋立深さ＝埋立容量÷埋立面積、 面積比＝敷地面積÷埋立面積

5県の施設の平均では、埋立深さは12.4m、敷地面積は埋立面積の約4倍となっていることから、17万m³の最終処分場を考えた場合の理論上の埋立面積は13,710m²、敷地面積は54,840m²となる。

以上のことから、新施設の整備に必要な土地は、次の2つの条件を満たすものとした。

■埋立容量：17万m³から23万m³

■敷地面積：5.5ha以上

(5) 公募の実施を決定

県民の皆様によく廃棄物行政及び候補地選定に対して関心を持ってもらうこと、並びに公正な手続きによって候補地選定の作業を進めていることに対する理解を深めてもらうことを目的として、候補地選定の対象となる土地の公募を実施することとした。

また、応募の条件を下記のとおりとすることや、応募のあった土地は、委員会が選定エリアから選定する土地と同じ条件で審査することを決定した。

ア 応募資格

土地所有者、地元自治会長等、市町村

イ 応募期間

平成 29 年 6 月下旬から平成 29 年 8 月末までとする

ウ 土地条件

- ・面積が 5.5ha 以上の土地であること
- ・選定エリアの選定条件も公募条件とするが、応募者が条件への適合を判断できない場合の応募も認める

エ その他

- ・応募のあった土地であること及び大字を公表すること
- ・応募者の個人情報公表しないこと
- ・応募資格のある者のうち、市町村以外の者から応募があった場合は該当の市町村へ情報提供すること
- ・選定経過における問い合わせには応じられないこと

2 第2回選定委員会（平成29年7月26日開催）

(1) 選定エリアの決定

第1回委員会において決定した選定エリアの選定条件に基づき、図2-1及び図2-2の赤線の内側の白地のエリア（約103千ha）を選定エリアとして決定した。

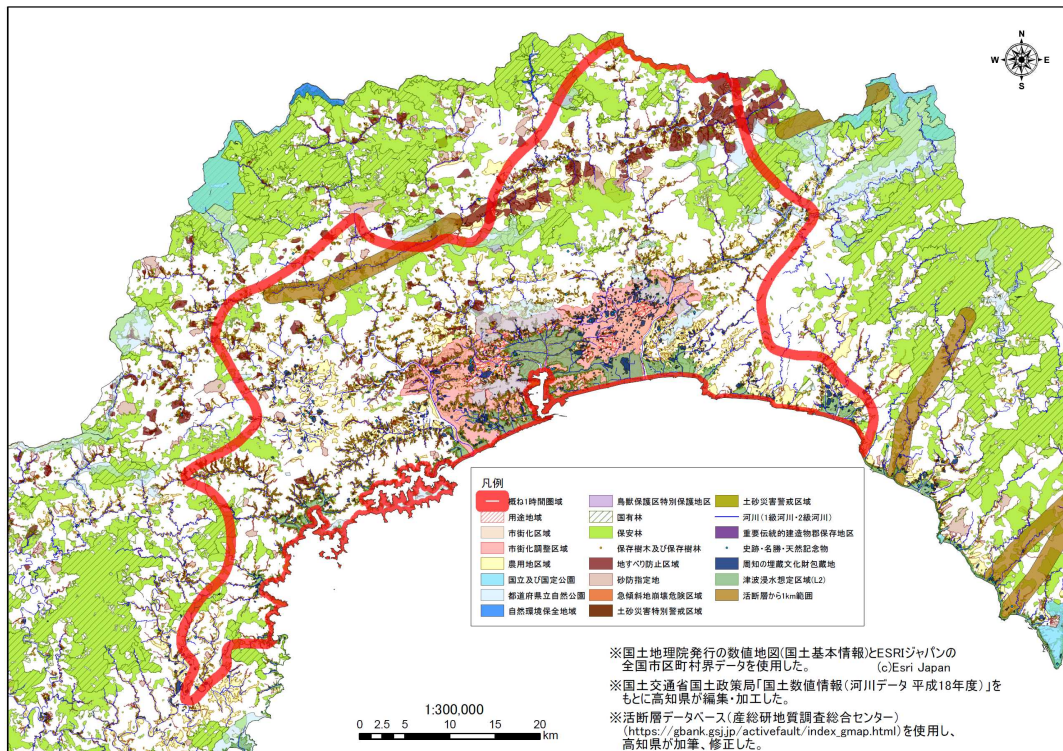


図2-1 除外区域に概ね1時間圏域を重ねた図

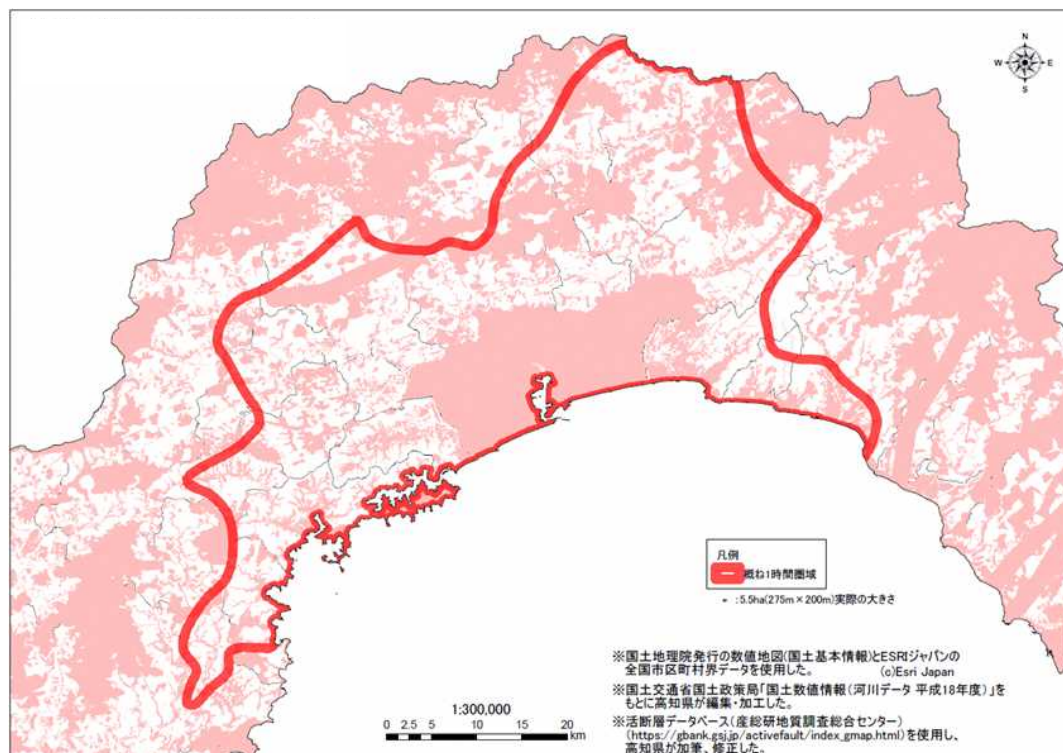


図2-2 除外区域を1色で着色したものに概ね1時間圏域を重ねた図

(2) 1次スクリーニング項目及び1次調査対象地の抽出方法の決定

決定された選定エリアから1次調査対象地を抽出するための1次スクリーニング項目について検討し、表2-1のとおり決定した。

表2-1 1次スクリーニング項目

項目	条件
①幹線道路からの範囲	・2.0km（直線距離）で到達が可能 ※幹線道路は、国道、県道、2車線の市町村道
②地形	・谷地形又は平坦地 ・土地（谷筋）の勾配（傾斜）14%以下
③新施設の整備に必要となる面積	・5.5ha以上
④土地の利用状況	・既存道路や河川等に囲まれた面積5.5ha以上の一団の土地のうち、複数の建物が確認できる土地及び複数の園芸施設やプラント施設等が確認され、既に事業用地として利用されていることが明らかな土地を除外する ※地形図（1/25,000）及び航空写真により確認

また、1次スクリーニング項目による1次調査対象地の抽出方法は、次のア及びイにより行うこととした。

ア 国土地理院が公開している「基盤地図情報数値標高モデル（DEM）」を基に土地の傾斜量図を作成し、当該図を傾斜量の区分ごとに着色して作成した傾斜量区分図により勾配14%以下の土地（平坦地）を確認する。

また、谷地形については、「基盤地図情報数値標高モデル（DEM）」の数値データを解析して谷筋を算出したうえで、谷筋の上流と下流の標高差により谷地形版の傾斜量区分図を作成して、谷筋勾配を確認する。

イ 国土地理院の地形図（1/25,000）に、選定エリア、①幹線道路（国道・県道・2車線以上の市町村道）から2kmの範囲図及び②地形解析による傾斜量区分図（勾配14%以下の土地）を重ね合わせ、③5.5ha以上の面積が確保できる一団の土地の中から、④地形図及び航空写真により土地の利用状況を確認して、1次調査対象地を抽出する。

ウ 谷地形にあっては、幅の目安を概ね200m～300m程度、長さの目安を概ね200m以上とする。

(3) 公募の実施要領の決定（資料編、資料4参照）

ア 公募期間

平成29年6月30日（金）から平成29年8月31日（木）まで【当日消印有効】

イ 応募対象となる土地の要件

次の（ア）から（オ）までの全ての要件を満たしている土地を応募の対象とした。

（ア）高知市中心部から概ね1時間以内に到達できる土地であること

（イ）面積が5.5ヘクタール（55,000㎡）以上の土地であること

（ウ）募集要領（資料4）に列挙した法規制区域等のいずれにも該当しない土地であること

（エ）暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団等」という。）が所有する土地でないこと

（オ）募集期間の初日以降に、暴力団等から所有権が移転した土地でないこと

ウ 応募の対象者

次の（ア）から（ウ）までのいずれかの方を応募の対象者とした。

（ア）応募しようとする土地の全てまたは一部を所有している方（個人、法人は問わない。）

（イ）応募しようとする土地の存する自治会等の長

（ウ）応募しようとする土地の存する市町村の長

3 第3回選定委員会（平成29年9月6日開催）

（1）公募結果の報告

公募期間内に表3-1のとおり4箇所の土地の応募があったことについて県から報告があった。

表3-1 応募箇所一覧表

市町村名	大字
南国市	白木谷
南国市	成合
土佐市	甲原
日高村	柱谷

（2）1次調査対象地の抽出

選定エリアの中から、表2-1に記載した1次スクリーニング項目に適合する土地を1次調査対象地として抽出した。

表2-1 1次スクリーニング項目（再掲）

項目	条件
①幹線道路からの範囲	・2.0km（直線距離）で到達が可能 ※幹線道路は、国道、県道、2車線の市町村道
②地形	・谷地形又は平坦地 ・土地（谷筋）の勾配（傾斜）14%以下
③新施設の整備に必要となる面積	・5.5ha以上
④土地の利用状況	・既存道路や河川等に囲まれた面積5.5ha以上の一団の土地のうち、複数の建物が確認できる土地及び複数の園芸施設やプラント施設等が確認され、既に事業用地として利用されていることが明らかな土地を除外する ※地形図（1/25,000）及び航空写真により確認

ア 抽出結果

- 1次スクリーニング項目に適合する谷地形101箇所を抽出した。
- 平坦地については、1次スクリーニング項目のうち、勾配14%以下であり5.5ha以上の平坦部の面積を確保できる箇所が抽出できなかつたことから、平坦地を抽出する可能性を確保するため、条件を緩和することを検討した。
- 基本構想における最小の埋立容量が17万m³であること、及び全国の公共関与によ

る被覆型の管理型最終処分場の平均埋立深さが 12.4m（5 県平均）であることから逆算すると、新施設の整備に必要とされる埋立面積は約 1.3ha となることから、全体の敷地面積として 5.5ha 以上を確保でき、かつ概ね 1.3ha 以上の平坦地を含む土地を抽出条件としたところ、その条件を満たす土地を 3 箇所抽出することができた。

- この結果、表 3－2 の 1 次調査対象地一覧表のとおり、谷地形 101 箇所及び平坦地 3 箇所の合計 104 箇所を 1 次調査対象地とした。（図 3－1、3－2 及び表 3－2 を参照）

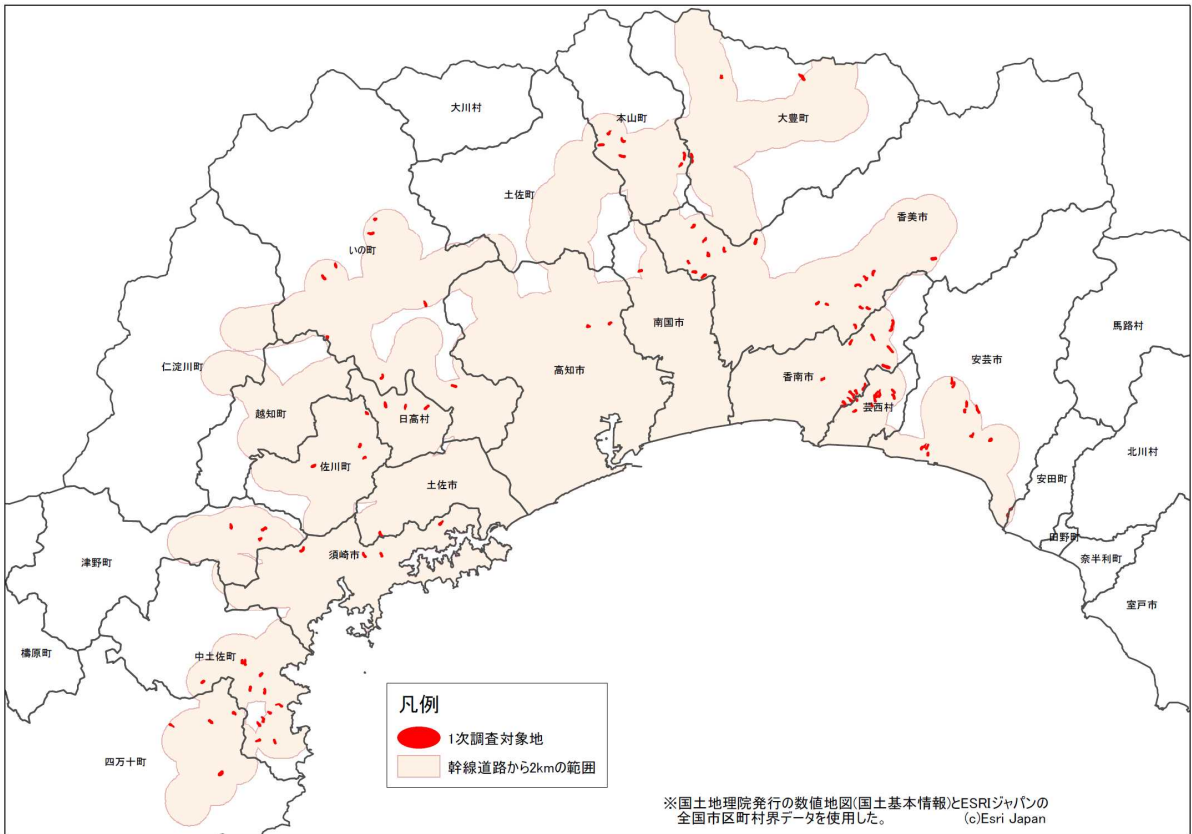


図3-1 谷地形 101箇所 の位置図

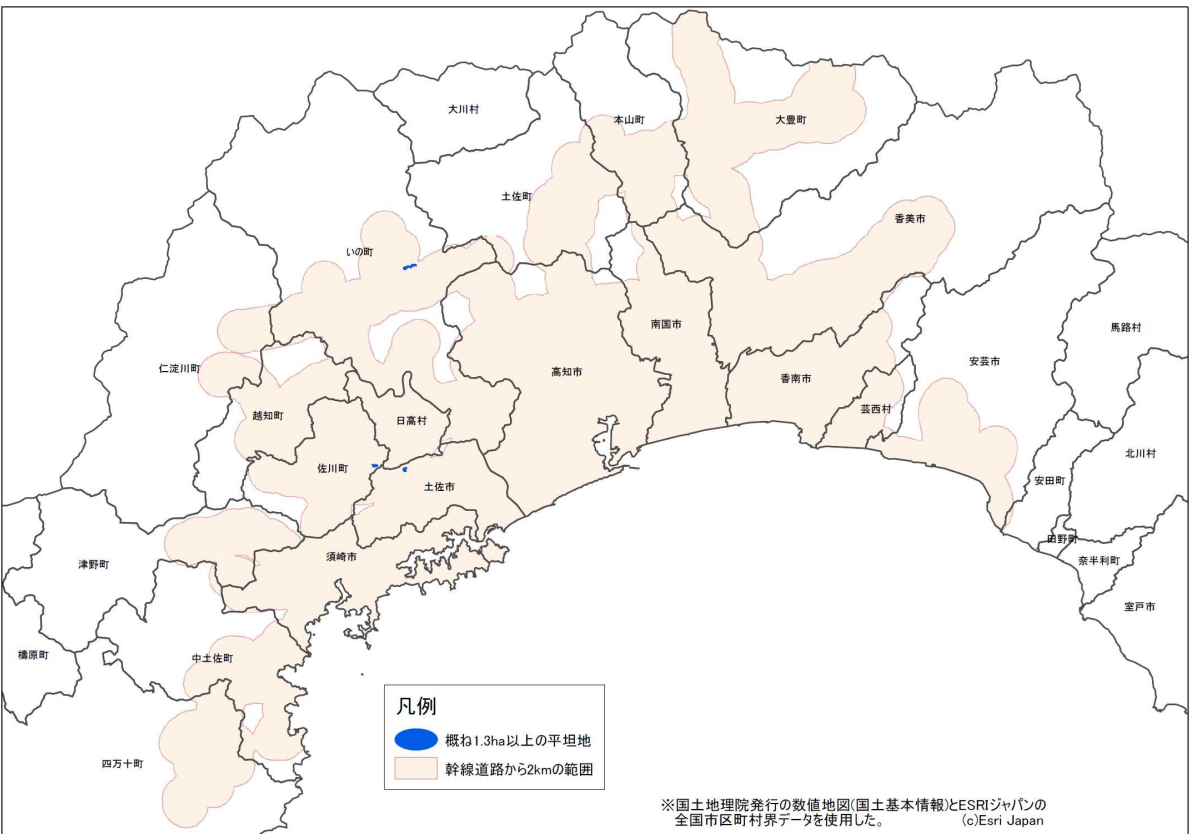


図3-2 平坦地 3箇所 の位置図

表3-2 1次調査対象地一覧表

箇所番号	市町村名	大字名	箇所番号	市町村名	大字名	箇所番号	市町村名	大字名
1	高知市	久礼野 付近	36	香美市	香北町萩野 付近	71	吾川郡いの町	小川東津賀才 付近
2	高知市	土佐山 付近	37	香美市	香北町萩野 付近	72	吾川郡いの町	小川樺ノ木山 付近
3	安芸市	穴内乙 付近	38	香美市	香北町吉野 付近	73	吾川郡いの町	下八川丁 付近
4	安芸市	穴内乙 付近	39	香美市	土佐山田町角茂谷 付近	74	吾川郡いの町	中追 付近
5	安芸市	井ノロ乙 付近	40	香美市	土佐山田町榎谷 付近	75	吾川郡いの町	柳瀬石見 付近
6	安芸市	井ノロ乙 付近	41	香美市	土佐山田町榎谷 付近	76	高岡郡中土佐町	大野見吉野 付近
7	安芸市	大井甲 付近	42	香美市	土佐山田町上穴内 付近	77	高岡郡中土佐町	上ノ加江 付近
8	安芸市	川北乙 付近	43	香美市	土佐山田町北滝本 付近	78	高岡郡中土佐町	上ノ加江 付近
9	安芸市	川北乙 付近	44	香美市	土佐山田町北滝本 付近	79	高岡郡中土佐町	上ノ加江 付近
10	安芸市	榎ノ木 付近	45	香美市	土佐山田町北滝本 付近	80	高岡郡中土佐町	上ノ加江 付近
11	安芸市	榎ノ木 付近	46	香美市	土佐山田町繁藤 付近	81	高岡郡中土佐町	上ノ加江 付近
12	安芸市	西浜 付近	47	香美市	物部町仙頭 付近	82	高岡郡中土佐町	上ノ加江 付近
13	南国市	桑ノ川 付近	48	安芸郡安田町	唐浜 付近	83	高岡郡中土佐町	久礼 付近
14	土佐市	市野々 付近	49	安芸郡安田町	唐浜 付近	84	高岡郡中土佐町	久礼 付近
15	須崎市	浦ノ内出見 付近	50	安芸郡芸西村	馬ノ上 付近	85	高岡郡中土佐町	久礼 付近
16	須崎市	浦ノ内西分 付近	51	安芸郡芸西村	馬ノ上 付近	86	高岡郡中土佐町	久礼 付近
17	須崎市	上分丙 付近	52	安芸郡芸西村	馬ノ上 付近	87	高岡郡中土佐町	久礼 付近
18	須崎市	神田 付近	53	安芸郡芸西村	馬ノ上 付近	88	高岡郡佐川町	加茂 付近
19	香南市	香我美町上分 付近	54	安芸郡芸西村	久重 付近	89	高岡郡佐川町	加茂 付近
20	香南市	香我美町別役 付近	55	安芸郡芸西村	久重 付近	90	高岡郡佐川町	丙 付近
21	香南市	香我美町正延 付近	56	安芸郡芸西村	久重 付近	91	高岡郡佐川町	四ツ白 付近
22	香南市	香我美町撫川 付近	57	安芸郡芸西村	和食 付近	92	高岡郡日高村	大花 付近
23	香南市	夜須町国光 付近	58	長岡郡本山町	北山 付近	93	高岡郡日高村	下分 付近
24	香南市	夜須町沢谷 付近	59	長岡郡本山町	坂本 付近	94	高岡郡日高村	柱谷 付近
25	香南市	夜須町羽尾 付近	60	長岡郡本山町	寺家 付近	95	高岡郡津野町	赤木 付近
26	香南市	夜須町夜須川 付近	61	長岡郡本山町	助藤 付近	96	高岡郡津野町	姫野々 付近
27	香南市	夜須町夜須川 付近	62	長岡郡本山町	立野 付近	97	高岡郡津野町	姫野々 付近
28	香南市	夜須町夜須川 付近	63	長岡郡本山町	古田 付近	98	高岡郡四万十町	魚ノ川 付近
29	香南市	夜須町夜須川 付近	64	長岡郡大豊町	立川下名 付近	99	高岡郡四万十町	影野 付近
30	香南市	夜須町夜須川 付近	65	長岡郡大豊町	津家 付近	100	高岡郡四万十町	仁井田 付近
31	香美市	香北町西川乙 付近	66	長岡郡大豊町	津家 付近	101	高岡郡四万十町	東北ノ川 付近
32	香美市	香北町西川乙 付近	67	長岡郡大豊町	桃原 付近	【平坦地】		
33	香美市	香北町西川甲 付近	68	吾川郡いの町	清水上分 付近	102	土佐市	甲原 付近
34	香美市	香北町根須 付近	69	吾川郡いの町	清水下分 付近	103	吾川郡いの町	清水下分 付近
35	香美市	香北町根須 付近	70	吾川郡いの町	神谷 付近	104	高岡郡佐川町	加茂 付近

(3) 2次スクリーニングの評価項目及び評価方法の決定

「計画・設計・管理要領」において示されている最終処分場を建設するのに開発行為等の許可が必要となる法規制に加えて、景観への配慮を規定した規制等を考慮し、表3-3のとおり2次スクリーニング評価項目を設定し、評価を行うこととした。

また、この2次スクリーニング評価項目のうち、③、⑤及び⑨については、次の理由により調査対象地の一部でも該当すれば調査対象地から除外することとした。その他の評価項目については、調査対象地の全範囲が当該項目の区域に該当しない場合は「○」、全範囲が該当する場合は「×」、一部が該当する場合は「△」として評価することとした。

<③文化財保護法－重要文化的景観の重要構成要素>

該当した場合でも、届出手続きをすることにより現状の変更は可能とはなるものの、重要文化的景観は文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な要素であることから、現状の変更を行ってまで最終処分場を整備することは望ましくないと判断した。

<⑤四万十川条例－重点地域>

県独自に条例を定め、生態系や景観を守ることを目的として開発行為に制限を設けていることを考慮すると、当該地域に最終処分場を整備することは望ましくないと判断した。

<⑨常時水流のある谷>

流域面積が広く水が集まりやすいため土砂災害の発生リスクが高く、このような場所に最終処分場を整備することは望ましくないと判断した。

表 3-3 2次スクリーニング評価項目

法律等	区域等名称
①森林法	地域森林計画対象民有林
②景観法	景観計画区域
③文化財保護法	重要文化的景観の重要構成要素
④都市計画法	都市公園
⑤四万十川条例※	重点地域
⑥土砂災害危険箇所 (土木部防災砂防課所管)	土石流危険渓流(被害想定区域)、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所
⑦山地災害危険地区 (林業振興・環境部 治山林道課所管)	山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区
⑧地すべり危険地区(農業振興部農業基盤課所管)	
⑨常時水流のある谷	

※四万十川条例：高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例

(4) 選定スケジュールの変更

第1回委員会において決定した選定スケジュールによれば、最後のスクリーニングにおいては、現地踏査、概略施設計画(案)(図面作成)、登記簿調査等により評価を行うことを予定しており、作業量などを考慮すると、複数箇所の候補地を決定する直前の段階における調査対象地は10箇所前後が適当であると考えられる。

そのため、現在の選定スケジュールのままでは、次の第4回委員会において104箇所から10箇所程度まで一気に絞り込むことが必要になることから、より丁寧かつ慎重に候補地を選定するために、スクリーニングの回数を1回増やし、委員会を1回追加開催することとした。変更後のスクリーニングのスケジュールは、図3-3のとおりである。

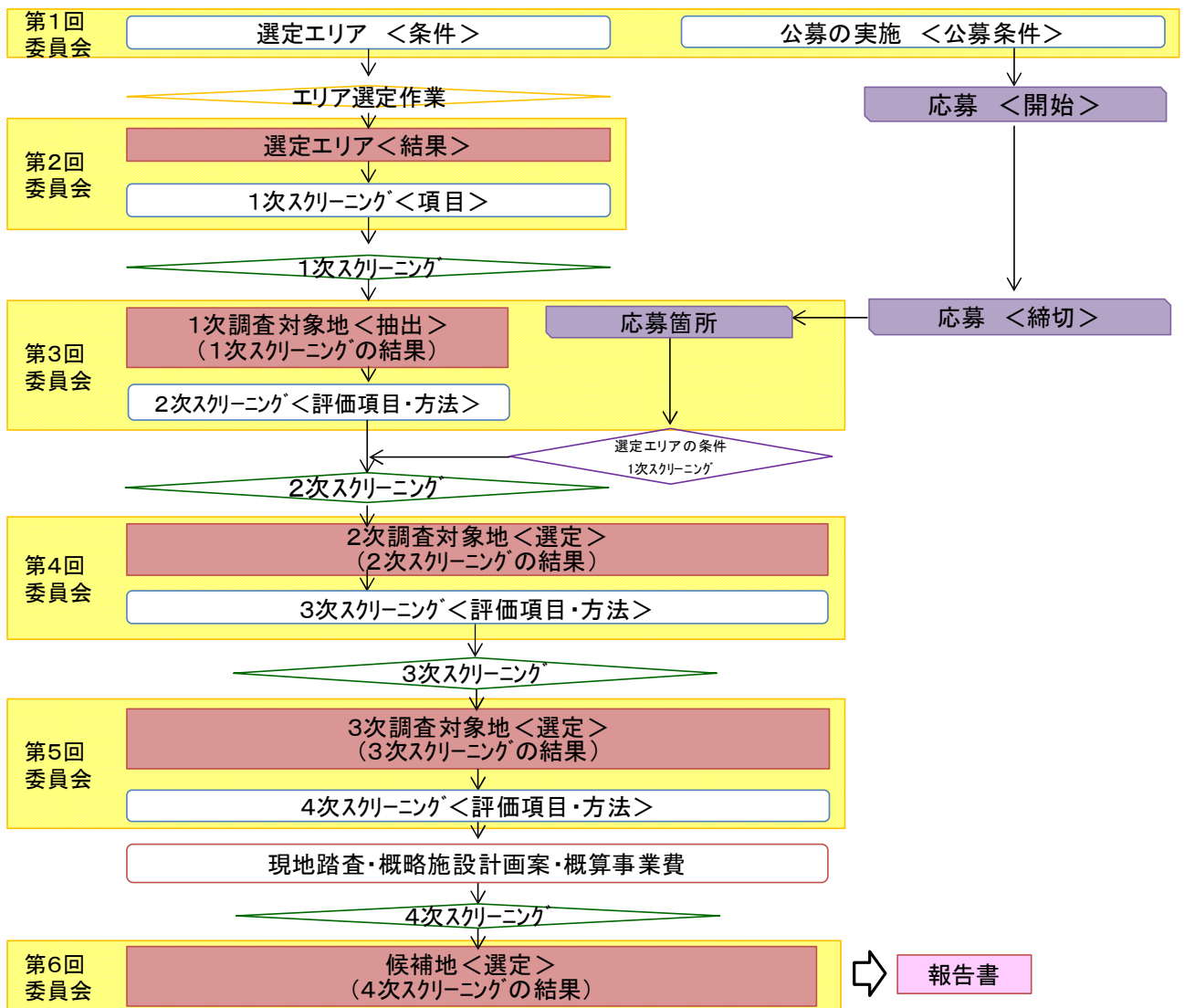


図 3 - 3 変更後の選定スケジュール

4 第4回選定委員会（平成29年10月27日開催）

（1）応募対象となる土地要件の確認

公募により応募のあった4箇所の土地について、募集要領に規定した「応募対象となる土地の要件」を満たしているかどうかを確認したところ、表4-1に示すとおりであった。箇所番号105、106及び107については、応募箇所の一部が除外区域に該当するため△としたが、①GIS面積から該当区域の面積を差し引くと、必要となる5.5haの面積を確保できることから、4箇所ともに応募対象となる土地の要件を満たしていると確認した。

表4-1 土地要件の確認結果

応募箇所				応募対象となる土地要件				高知市中心部から概ね1時間圏域
箇所番号	市町村名	大字	応募面積 (ha)	除外区域			除外区域を除く応募箇所の面積(①-②)	
				①	②			
				GIS面積 (ha)	除外区域 (該当面積: ha)			
105	南国市	白木谷	8.2	13.8	市街化調整区域 (0.01ha)	△	13.8	○
106	南国市	成合	9.5	11.8	土砂災害警戒区域 (0.4ha) 農用地区域(1.4ha)	△	10	○
107	土佐市	甲原	15.3	43.9	保安林(0.4ha)	△	43.5	○
108	日高村	柱谷	6.4	6.8	無し	○	6.8	○

この4箇所については、次に、委員会において1次調査対象地を抽出した際に条件とした1次スクリーニング項目に適合しているかどうかを確認することとした。

（2）応募箇所の1次スクリーニング項目の確認

応募のあった4箇所の土地について、委員会において1次調査対象地を抽出した際に条件とした1次スクリーニング項目について評価した。なお、4箇所ともに土地所有者からの応募であったため、1次スクリーニング項目のうちの土地の利用状況については、考慮しないこととした。

その結果は、表4-2に示すとおりであった。

表4-2 応募箇所の1次スクリーニング項目による評価結果

応募箇所					1次スクリーニング項目				備考	
箇所番号	市町村名	大字	応募面積 (ha)	①GIS面積 (ha)	敷地面積	幹線道路からの範囲	地形的条件		土地の利用状況	1次調査対象地との関連
							谷地形/平坦地	勾配14%以下 () : 平坦地		
105	南国市	白木谷	8.2	13.8	○ (13.8ha)	○ (649m)	谷地形	×	-	-
106	南国市	成合	9.5	11.8	○ (10.0ha)	○ (4m)	ほぼ片側斜面	○(谷筋勾配14%以下) ×(斜面勾配14%超)	水田	-
107	土佐市	甲原	15.3	43.9	○ (43.5ha)	○ (157m)	平坦地	△ (1.3ha)	-	No.102と一部重複(9.3ha)
108	日高村	柱谷	6.4	6.8	○ (6.8ha)	○ (1194m)	谷地形	×	-	No.94と一部重複(1.2ha)

箇所番号 105：谷筋勾配が 14%超であり、地形的条件を満たしていない。

箇所番号 106：谷筋を挟んだ北側の大半が除外区域となり、土地の利用は、主に南側の片側斜面となるため、谷地形とはいえない。また、その勾配は 14%超である。

箇所番号 107：5.5ha の平坦地は確保できないため△としたが、平坦地の抽出条件として緩和された概ね 1.3ha 以上の平坦地を含んでいることから地形的条件を満たしていると確認した。なお、箇所番号 107 は、箇所番号 102（面積約 11.1ha）と一部（9.3ha）が重複している。

箇所番号 108：谷筋勾配が 14%超であり、地形的条件を満たしていない。

- 応募があった 4 箇所のうち 1 箇所（箇所番号 107）は、1 次スクリーニング項目を満たしていることが確認できたため、1 次調査対象地に追加することとした。

（3）2 次調査対象地の選定

ア 評価方法

表 4-3 に示した評価項目により 1 次調査対象地 105 箇所を評価した。

表 4-3 2 次スクリーニング評価項目及び評価基準

調査方法	評価項目	評価基準 (○：評価高 △：評価普 ×：評価低)	
既存資料による机上調査	重要文化的景観の重要構成要素	非該当：○、一部でも該当：除外	
	四万十川条例（重点地域）	非該当：○、一部でも該当：除外	
	常時水流のある谷	非該当：○、一部でも該当：除外	
	地域森林計画対象民有林	非該当：○、一部該当：△、該当：×	
	景観計画区域	非該当：○、一部該当：△、該当：×	
	都市公園	非該当：○、一部該当：△、該当：×	
	宅地造成工事規制区域	非該当：○、一部該当：△、該当：×	
	土砂災害危険箇所 （土木部防災砂防課所管）	土石流危険渓流	非該当：○、一部該当：△、該当：×
		急傾斜地崩壊危険箇所	非該当：○、一部該当：△、該当：×
		地すべり危険箇所	非該当：○、一部該当：△、該当：×
	山地災害危険地区 （林業振興・環境部治山林道課所管）	山腹崩壊危険地区	非該当：○、一部該当：△、該当：×
		崩壊土砂流出危険地区	非該当：○、一部該当：△、該当：×
地すべり危険地区		非該当：○、一部該当：△、該当：×	
地すべり危険地区（農業振興部農業基盤課所管）	非該当：○、一部該当：△、該当：×		

イ 評価の過程

（ア）調査対象地から除外する箇所の確認

2 次スクリーニング評価項目による評価結果は、表 4-4 のとおりとなった。

2 次スクリーニング項目のうち、「重要文化的景観の重要構成要素」及び「四万十川条例（重点地域）」に該当する箇所はなかった。また、「常時水流のある谷」に該当する箇所は 33 箇所あった。

その他に、箇所番号 92 は区域内を通る道路により分断されることによって、一団の土地として 5.5ha を確保できないこと、箇所番号 93 は公共事業の残土処分場として工事中であることがこの時点で判明したため、調査対象地から除外することとした。

以上により、1 次調査対象地 105 箇所（抽出箇所 104、応募箇所 1）の中から除外す

る常時水流のある谷に該当する 33 箇所並びに箇所番号 92 及び 93 を除いた 70 箇所の中から 2 次調査対象地を選定することとした。

(イ) 70 箇所の評価項目の分析（除外箇所を除く 70 箇所）

各評価項目の評価基準に従い「○」、「△」、「×」により評価した。

その結果のうち、調査対象地の一部が評価項目の区域に該当することにより△評価となる項目については、当該評価項目に該当する部分を除外した残りの区域において面積が新たな施設の整備に必要となる 5.5ha 以上の面積を確保することができるか否か、該当する部分を除外した残りの土地の形状はどうか等を評価項目毎に分析し、個別箇所の特性を考慮のうえ総合的に判断して、評価を行った。

a 地域森林計画対象民有林

「△」評価の 38 箇所は、いずれも地域森林計画対象民有林の開発許可の対象となる 1 ha 以上の面積を含んでおり、当該民有林に該当する面積を除外した場合には、必要となる敷地面積 5.5ha 以上を確保することができなくなる。このため、「△」評価の箇所及び「×」評価の 32 箇所ともに同じ手続き（森林法における開発許可）を経ることが必要となること、また公共関与による最終処分場の建設においては、開発許可の要件（要件を満たせば許可しなければならないとされている）を満たすように事業を実施することは当然のことであると考え、この評価項目は評価の判断から除くこととした。

b 景観計画区域

「△」評価の 3 箇所（箇所番号：59,61,62）は、ともに当該区域に該当する面積を除外した場合には、必要となる敷地面積 5.5ha 以上を確保することができなくなる。このため、当該区域において開発行為を行う場合には、高さや形態・色彩等に配慮し、市町村への届出が必要になるなど最終処分場を整備することは難しいと判断し、「×」と同等の評価とすることとした。この結果、×評価は 18 箇所となった。

c 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）

「△」評価の 2 箇所（箇所番号：21,51）は、ともに当該箇所に該当する面積を除外しても、必要となる敷地面積 5.5ha 以上を確保することができ、また、土地の形状から見ても、最終処分場を整備することは可能であると考えられることから、「○」と同等の評価とすることとした。

d 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）

「△」評価の 5 箇所（箇所番号：40,46,53,87,101）は、ともに当該地区に該当する面積を除外しても、必要となる敷地面積 5.5ha 以上を確保することができ、また、土地の形状から見ても、最終処分場を整備することは可能であると考えられることから、「○」と同等の評価とすることとした。

e 山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）

「△」評価の 24 箇所のうち 8 箇所（箇所番号：16,38,81,91,99,102,103,107）は、当該地区に該当する面積を除外しても、必要となる敷地面積 5.5ha 以上を確保することが

でき、また、土地の形状から見ても、最終処分場を整備することが可能であると考えられることから、「○」と同等の評価とすることとした。

「△」評価の残りの16箇所については、当該地区に該当する面積を除外した場合には、必要となる敷地面積5.5ha以上を確保することができないことから、「×」と同等の評価とすることとした。この結果、×評価は32箇所となった。

ウ 評価結果

イの(イ)の評価項目の分析結果に基づき、評価の判断から除くこととした地域森林計画対象民有林を除く評価項目(13項目)について、分析内容を反映させて評価表を再整理すると表4-5のとおりとなった。

一番評価が高い「○-△-×」が「13-0-0」が27箇所となった。

次に評価の高い「○-△-×」が「12-0-1」となる36箇所について検討した。これらの「×」評価は「景観計画区域」又は「崩壊土砂流出危険地区」の2項目のうちのどちらかに該当しており、その項目別に分類すると表4-6のとおり細分された。

表4-5 13項目の評価項目による分析結果による評価の集計表

評価の集計			箇所数	累計 箇所数
○	△	×		
13	0	0	27	27
12	0	1	36	63
11	0	2	7	70

表4-6 表4-5のうち「12-0-1」となる36箇所(水色)を「×評価」となった項目別にさらに細分した評価の集計表

評価の集計			箇所数	累計 箇所数
○	△	×		
13	0	0	27	27
12	0	1	11 (景観が×)	38
12	0	1	25 (崩土が×)	63
11	0	2	7	70

(ア)「景観計画区域」の11箇所(×評価18箇所のうち「12-0-1」となる箇所が11箇所)が該当している市町村は本山町、中土佐町、津野町及び四万十町の4町であり、それぞれが定める景観条例に基づき、行為が制限されている。「景観計画区域」における行為の制限は、届出という形式ではあるものの非常に厳しいものであり、設計・施工には相当

の制約を受けることが想定されることから、そうした区域に最終処分場を整備することは望ましくないと判断した。

(イ)「崩壊土砂流出危険地区」の25箇所(×評価32箇所のうち「12-0-1」となる箇所が25箇所)は、「防災の観点による項目に重みを置く必要があるのではないか」といった委員からの意見を踏まえ、最終処分場を整備することは望ましくないと判断した。

▶ 以上のことから、除外箇所を除いた70箇所についての2次スクリーニングによる最終的な評価結果(表4-9)により、2次調査対象地として9市町村の27箇所を選定した。

※2次調査対象地に選定された9市町村の27箇所の位置を図4-1に示した。

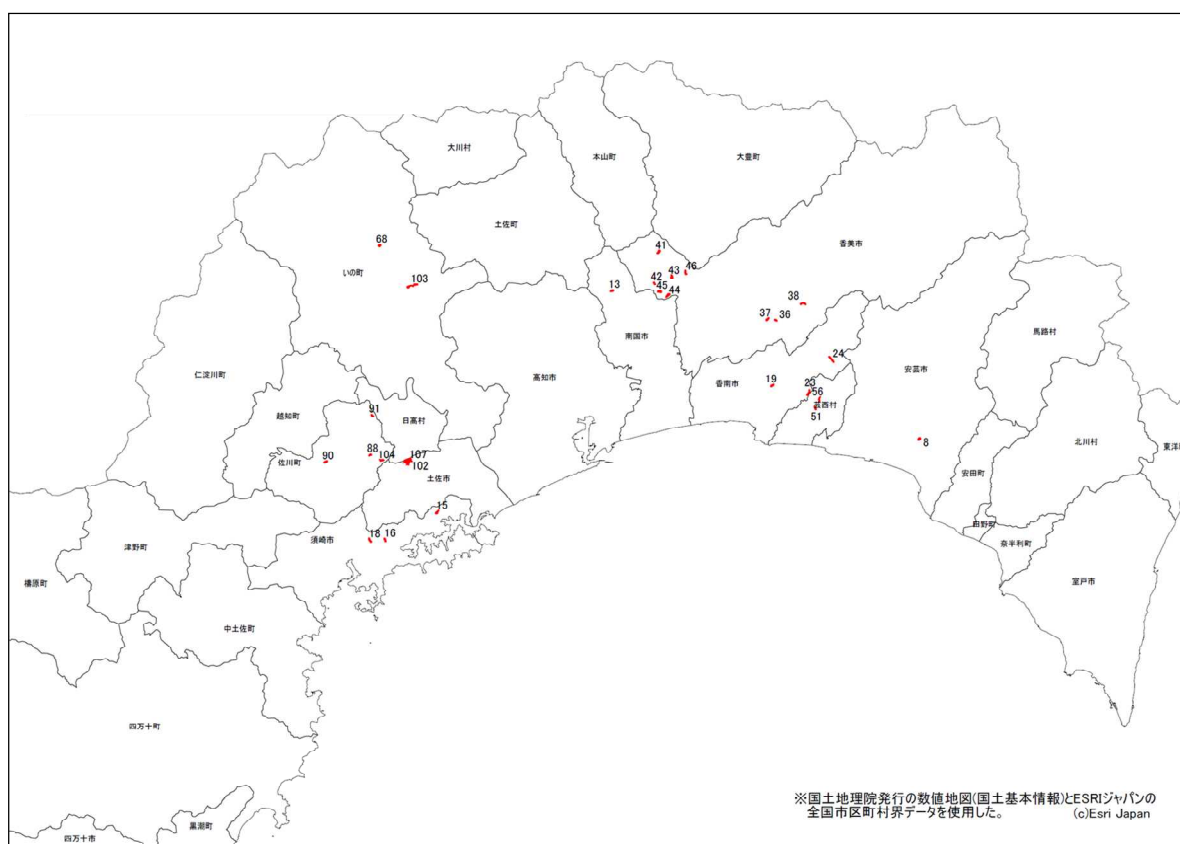


図4-1 2次調査対象地の位置図(27箇所)

(4) 3次スクリーニングの評価項目及び評価基準の決定

「計画・設計・管理要領」を参考に、地形・地質等の自然的条件、学校や病院、水道水源の位置等の社会的条件を2次調査対象地を評価するための3次スクリーニング評価項目として、表4-7のとおり設定し、評価することとした。

また、3次スクリーニングの評価項目毎の評価基準は表4-8のとおりとし、「○」、「△」、「×」により評価することとした。

表4-7 3次スクリーニング評価項目

3次スクリーニング評価項目	
自然的条件	①地形判読
	②希少野生植物の生息地
社会的条件	③建物の立地状況
	④保育所、幼稚園、学校の立地状況
	⑤病院、診療所の立地状況
	⑥水道水源の状況
	⑦文化財の位置
	⑧神社・仏閣の位置
	⑨進入道路整備の必要性（拡幅、新設）
	⑩廃棄物運搬の利便性

表4-8 3次スクリーニングの評価項目の評価基準

3次スクリーニング 評価項目		評価基準		
		○	△	×
自然的条件	①地形判読	×以外	—	土砂移動現象に対する大規模な対応が必要
	②希少野生植物	2000m以内に無し	2000m以内に有り	調査対象地内に有り
社会的条件	③建物の立地状況	1000m以内に無し	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り
	④保育所、幼稚園、学校の立地状況	1000m以内に無し	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り
	⑤病院、診療所の立地状況	1000m以内に無し	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り
	⑥水道水源の状況	1000m以内に無し	上流1000m以内に有り	下流1000m以内に有り
	⑦文化財の位置	1000m以内に無し	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り
	⑧神社・仏閣の位置	1000m以内に無し	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り
	⑨進入道路整備の必要性（拡幅、新設）	整備不要	2000m以下の整備必要	2000mを超える整備必要
⑩廃棄物運搬道路の利便性	16.4km以内（※）	16.4kmを超える（※）	—	

※16.4km：県庁からエコサイクルセンターまでの直線距離

5 第5回選定委員会（平成29年12月6日開催）

（1）3次調査対象地の選定

ア 評価方法

第4回委員会審議における委員からの移動性の小さい動物についても考慮することとの意見を踏まえて、希少野生動物の生息地を追加することとした。また、廃棄物運搬の利便性は、県庁からの直線距離により評価することとしていたが、より実態に近い運搬距離を基に評価を行わないと利便性の判断は難しいと考え、最寄りの幹線道路までの距離を算定して評価することとして、表5-1に示した評価項目及び表5-2に示した評価基準により2次調査対象地27箇所について、3次スクリーニングを実施した。

表5-1 3次スクリーニング評価項目

3次スクリーニング評価項目	
自然的条件	①地形判読
	②希少野生動植物の生息地 (ア) 希少野生植物 (イ) 希少野生動物
社会的条件	③建物の立地状況
	④保育所、幼稚園、学校の立地状況
	⑤病院、診療所の立地状況
	⑥水道水源の状況
	⑦文化財の位置
	⑧神社・仏閣の位置
	⑨廃棄物運搬の利便性

表5-2 3次スクリーニングの評価項目の評価基準

3次スクリーニング 評価項目		評価基準		
		○	△	×
自然的条件	①地形判読	×以外	—	土砂移動現象に対する大規模な対応が必要
	②希少野生動植物 (ア) 希少野生植物 (イ) 希少野生動物	調査対象地に該当しない	調査対象地に一部でも該当する	—
社会的条件	③建物の立地状況	1000m以内に無し	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り
	④保育所、幼稚園、学校の立地状況	1000m以内に無し	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り
	⑤病院、診療所の立地状況	1000m以内に無し	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り
	⑥水道水源の状況	1000m以内に無し	上流1000m以内に有り	下流1000m以内に有り
	⑦文化財の位置	1000m以内に無し	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り
	⑧神社・仏閣の位置	1000m以内に無し	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り
	⑨廃棄物運搬道路の利便性	28.9km以内(※)	28.9kmを超える(※)	—

※28.9km：県庁からエコサイクルセンターまでの道路距離

イ 評価の過程

評価基準による評価結果

①地形判読

過去に発生した土砂移動の痕跡である「地すべり地形」、「崩壊の跡地」、「軟弱地盤」等を国土地理院の地形図（1/25,000）及び国立研究開発法人産業技術総合研究所等の既存資料等を用いて判読するとともに、地質の分布情報を加えて長期的に同様の土砂移動現象が発生する可能性を評価した。

今回用いた地形図は縮尺が 1/25,000 であることから、この縮尺によって判読できる土砂移動の痕跡は大規模なものに限られるため、このような痕跡が確認される場所において斜面の掘削工事を施工することになった場合には土砂移動現象を誘発する可能性があることから、大規模な開発行為には適さないと判断し、地形判読の結果「×」評価となった箇所は選定から除外することとした。

➤ 大規模な土砂移動の痕跡が確認できる 9 箇所を「×」、それ以外の 18 箇所を「○」と評価することとした。「×」評価の 9 箇所についての評価結果は表 5-3 のとおりであった。

なお、「×」評価とした 9 箇所のうち箇所番号 13 については、地すべり地形や深層崩壊跡地の規模が小さく、「○」評価としても今後の調査・設計で対応可能ではないかとの意見があったため審議したところ、最終的には評価内容欄に記載している理由により「×」評価とすることになった。

表5-3 地形判読により「×」評価とした箇所の評価一覧表

箇所番号	評価内容	評価結果
13	調査対象地の上部には地すべり地形や深層崩壊跡地が認められ、調査対象地周辺には地すべり地形及び土石流が発生する可能性のある谷が認められる。また、調査対象地には谷幅が広がっている区間が存在するなど土砂の発生・移動・堆積が盛んな谷であり、将来的にも同様の傾向が継続するものと考えられる。	×
24	調査対象地の上部には深層崩壊跡地が複数認められ、調査対象地周辺には地すべり地形及び土石流が発生する可能性のある谷が認められる。また、調査対象地及び上部に谷幅が広がっている区間が存在するなど土砂の発生・移動・堆積が盛んな谷であり、将来的にも同様の傾向が継続するものと考えられる。	×
41	調査対象地内に地すべり地形が複数認められ、また周辺にも規模の大きな地すべりが多数認められるなど、造成工事に伴う地形改変等により大きな影響が生じると考えられる。	×
46	調査対象地の中央部及び下部に明瞭な地すべり地形が確認され、造成工事に伴う地形改変等により大きな影響が生じる可能性が考えられる。	×
56	調査対象地の中央部に、明瞭な深層崩壊跡地や地すべり地形が確認され、造成工事に伴う地形改変等により大きな影響が生じる可能性が考えられる。また、明瞭なリニアメントが調査対象地を通過している。	×
68	調査対象地内に地すべり地形が複数認められるほか、周辺にも規模の大きな地すべり地形が多数認められるため、造成工事に伴う地形改変等により大きな影響が生じる可能性が考えられる。	×
90	調査対象地内及び周辺に地すべり地形及び土石流が発生する可能性のある谷、深層崩壊跡地が認められる。地すべり地形及び深層崩壊跡地は、それぞれ単独の規模は小さいものの数が多く、造成工事に伴う地形改変等によって活動が活発化し、大きな影響が生じる可能性が考えられる。	×
91	調査対象地の中央部に見られる幅広の谷底は、下部に認められる深層崩壊によって谷がせき止められた際に形成された地形と考えられることから、軟弱地盤である可能性が高い。	×
103	調査対象地は山頂の尾根部分であることから、土砂移動現象の影響を直接的に受ける可能性は小さい。しかし、尾根を挟んだ両側斜面には地すべり地形や深層崩壊跡が多数存在し、尾根部分の造成工事に伴う地形改変や上載荷重の変化により活動が活発化するなどの影響を及ぼす可能性が考えられる。	×

② (ア) 希少野生植物

評価の対象とする植物は、高知県レッドリスト（植物編）2010年改訂版における絶滅危惧Ⅰ類（CR、EN）以上の種及び高知県希少野生動植物保護条例第7条第1項の規定による県指定希少野生動植物（植物は4種）とし、このレッドリストで判定されていない種は、環境省レッドリスト2012における絶滅危惧Ⅰ類（CR、EN）以上の種を評価の対象とすることとした。

生息地（1km×1kmメッシュ図）と調査対象地の重ね図を作成のうえ、植物の専門家である委員に確認いただき、生息地と調査対象地が重なった場合は「△」、重ならない場合は「○」とし、「×」は判定しないこととした。

- 生息地と調査対象地が重なる7箇所を「△」、それ以外の20箇所を「○」と評価することとした。

②(イ) 希少野生動物

評価の対象とする動物は、高知県希少野生動植物保護条例第7条第1項の規定による県指定希少野生動植物（動物は7種）のうち、移動性が大きいツキノワグマ及び生息地に特異性（汽水域に生息）があるイドミミズハゼ、トビハゼ及びシオマネキを除く、ヒナイシドジョウ、トサシマドジョウ及びヒラコベソマイマイの3種を評価の対象とすることとした。それぞれの種の専門家に生息地の情報を確認した結果、ヒナイシドジョウ及びヒラコベソマイマイの生息地は、調査対象地に確認されなかったが、トサシマドジョウの生息地である河川の流域内に調査対象地が確認された。この生息地と調査対象地が重なる場合は「△」、重ならない場合は「○」とし、「×」は判定しないこととした。

- 生息地と調査対象地が重なる4箇所を「△」、それ以外の23箇所を「○」と評価することとした。

③建物の立地状況

廃棄物運搬車両や処分場での埋立作業により発生する騒音・振動等の影響を考慮すると、近辺に建物が無いことが望ましいため、調査対象地から1000m以内（「計画・設計・管理要領」に準拠）の範囲にある建物（保育所、幼稚園、学校、病院、診療所、神社・仏閣を除く）を地形図（1/25,000）により確認した。

- 「○：1000m以内に無し」は1箇所、「△：500mを超え1000m以内に有り」は7箇所、「×：500m以内に有り」は19箇所であった。

④保育所、幼稚園、学校（保育所等）の立地状況

廃棄物運搬車両や処分場での埋立作業により発生する騒音・振動等の影響を考慮すると、近辺に保育所等が無いことが望ましいため、調査対象地から1000m以内（「計画・設計・管理要領」に準拠）の範囲にある各施設の位置を各市町村HP掲載の住所及び国土交通省の国土数値情報により確認した。

- 「○：1000m以内に無し」は22箇所、「△：500mを超え1000m以内に有り」は4箇所、「×：500m以内に有り」は1箇所であった。

⑤病院、診療所（病院等）の立地状況

廃棄物運搬車両や処分場での埋立作業により発生する騒音・振動等の影響を考慮すると、近辺に病院等が無いことが望ましいため、調査対象地から 1000m 以内（「計画・設計・管理要領」に準拠）の範囲にある各施設の位置を高知県健康政策部医事業務課HP掲載の住所により確認した。

- 「○：1000m 以内に無し」は 26 箇所、「△：500m 超え 1000m 以内に有り」は 1 箇所、「×：500m 以内に有り」は 0 箇所であった。

⑥水道水源の状況

新たな施設から発生する浸出水の処理水は無放流を予定しているが、「高知県産業廃棄物処理指導要綱」では、「水道の取水地点から上流 1000m 以内の区域では原則として最終処分場を設置してはならない」とされていることから、調査対象地から 1000m 以内の範囲にある水道水源の位置を高知県健康政策部食品・衛生課所有の水道水源（開発水、河川自流、伏流水、井戸、湧水）の位置図により確認した。

- 「○：1000m 以内に無し」は 21 箇所、「△：上流 1000m 以内に有り」は 5 箇所、「×：下流 1000m 以内に有り」は 1 箇所であった。

⑦文化財の位置

建設工事に伴う土地の改変や廃棄物運搬車両による影響から文化財を保護する観点から、調査対象地から 1000m 以内（「計画・設計・管理要領」に準拠）の範囲にある国指定文化財（重要文化財）、国登録有形文化財、県指定文化財、市町村指定文化財のうち、移動できる美術工芸品（絵画、仏像、古文書等）を除く有形の文化財及び市町村指定の史跡・名勝・天然記念物の文化財の位置を、高知県教育委員会文化財課、各市町村の教育委員会に確認した。また、史跡・名勝・天然記念物、周知の埋蔵文化財包蔵地は、選定エリアからは除外しているが、GIS 上で位置を確認し、同様に評価を行った。

- 「○：1000m 以内に無し」は 11 箇所、「△：500m 超え 1000m 以内に有り」は 9 箇所、「×：500m 以内に有り」は 7 箇所であった。

⑧神社・仏閣の位置

建設工事に伴う土地の改変や廃棄物運搬車両による影響から神社・仏閣を保護する観点から、調査対象地から 1000m 以内（「計画・設計・管理要領」に準拠）の範囲にある神社等の位置を地形図（1/25,000）により確認した。

- 「○：1000m 以内に無し」は 5 箇所、「△：500m 超え 1000m 以内に有り」は 13 箇所、「×：500m 以内に有り」は 9 箇所であった。

⑨廃棄物運搬道路の利便性

道路交通センサスを基に、高知県庁から調査対象地の最寄りの幹線道路（国道、県道、2車線の市町村道）までの距離を算定した。

➤ 「○：28.9km 以内」は13箇所、「△：28.9km 超」は14箇所であった。

ウ 評価結果の整理

(ア) 2次調査対象地の3次スクリーニング評価項目による評価結果を「○」の多い箇所、次に「×」の少ない箇所の順に整理すると表5-4のとおりとなった。

表5-4 3次スクリーニング評価項目による評価の集計表

評価の集計			箇所数	累計 箇所数
○	△	×		
8	2	0	1 (0)	1
8	1	1	1 (1)	2
7	2	1	4 (1)	6
7	1	2	1 (0)	7
6	4	0	2 (0)	9
6	3	1	5 (1)	14
6	2	2	6 (1)	20
6	1	3	1 (0)	21
5	4	1	1 (1)	22
5	2	3	2 (1)	24
5	1	4	1 (1)	25
4	1	5	1 (1)	26
1	6	3	1 (1)	27
合 計			27 (9)	

※ () は地形判読において「×」評価とされた箇所

(イ) 委員会では、防災の観点に重きを置いており、地形判読の結果「×」評価とした9箇所（箇所番号：13,24,41,46,56,68,90,91,103）は防災の観点から最終処分場の整備には望ましくないと判断し、集計から除外するとして表5-4を整理すると表5-5のとおりとなった。

➤ 表5-5による集計順上位11箇所について、評価結果毎に分析を行うこととした。

表5-5 表5-4の地形判読が「×」評価9箇所を「除外」とした集計表

評価の集計			箇所数	累計 箇所数
○	△	×		
8	2	0	1	1
7	2	1	3	4
7	1	2	1	5
6	4	0	2	7
6	3	1	4	11
6	2	2	5	16
6	1	3	1	17
5	2	3	1	18
除 外			9	
合 計			27	

エ 評価項目毎の分析（表5-5による集計順上位11箇所）

評価項目毎に「△」評価と「×」評価の分布をまとめると、表5-6のとおりとなった。

表5-6 集計順上位11箇所の評価の分布表

○	△	×	箇所 番号	△評価								×評価								
				植物	動物	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等	利便性	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等		
8	2	0	42			●							●							
7	2	1	15							●	●		●							
			19							●	●		●							
			88								●	●		●						
7	1	2	44						●				●					●		
6	4	0	23		●	●					●	●								
			45	●		●			●		●									
6	3	1	18							●	●	●	●							
			37	●		●					●	●					●			
			51		●						●		●	●						
			104				●				●	●		●						
合計			11箇所	2	2	4	1	0	2	6	8	4	7	0	0	0	0	1	1	

集計順上位11箇所について個別に評価内容を確認して評価項目毎に分析したところ、次のとおりであった。

(ア) 保育所、幼稚園、学校（保育所等）の立地状況

「△」評価の1箇所（箇所番号：104）は、現在は休校中の小学校を評価の対象としている。この小学校は調査対象地から約740m離れていることや、山の尾根により調査対象地とは分断されているため、新たな施設からの直接的な影響は小さいと判断した。

なお、今後予定している現地踏査において、保育所等が接する道路が進入道路となる可能性等について確認を行うこととした。

- この箇所については、3次スクリーニングの段階では、新たな施設の整備による大きな影響はないと評価することとした。

(イ) 水道水源の状況

「△」評価の2箇所（箇所番号：44,45）は、いずれも調査対象地から上流側（標高の高い場所）の1000m以内に位置していることから、新たな施設からの直接的な影響は考えにくいと判断した。

- これらの箇所については、3次スクリーニングの段階では、新たな施設の整備による大きな影響はないと評価することとした。

(ウ) 希少野生植物の生息地、希少野生動物の生息地

希少野生植物の「△」評価は2箇所（箇所番号：37,45）、希少野生動物の「△」評価も2箇所（箇所番号：23,51）であった。

希少野生植物の生息地情報は、広範囲（1km×1km）の情報であり、調査対象地とその広範囲の生息地の重なりは、調査対象地の一部のみであった。

また、希少野生動物については、トサシマドジョウが生息する河川の流域内での開発行為には配慮が必要であるとの専門家の意見があることから、当該河川の流域内にある調査対象地は新たな施設の整備には適さないと判断した。

- 希少野生植物の生息地が「△」評価の2箇所（箇所番号：37,45）については、3次スクリーニングの段階では、新たな施設の整備による大きな影響はないと評価することとした。
- 希少野生動物の生息地が「△」評価の2箇所（箇所番号：23,51）については、選定から除外することが適当であると評価することとした。

(エ) 文化財の位置、神社・仏閣の位置

「×」評価は2箇所、「△」評価は8箇所（箇所番号：15,18,19,23,37,45,51,104）であった。

文化財の「×」評価の1箇所（箇所番号：37）は、調査対象地と周知の埋蔵文化財包蔵地が近接（約40m）していることから、工事に伴う掘削が影響を及ぼす可能性があるかと判断した（工事前の試掘、又は工事により埋蔵文化財が発掘される可能性もある）。

神社等の「×」評価の1箇所（箇所番号：44）は、調査対象地から約470m離れた河川を挟んだ対岸に位置していることから、新たな施設からの直接的な影響は小さいと判断した。

「△」評価の8箇所は、いずれも調査対象地から500m超離れていることから、

新たな施設からの直接的な影響は小さいと判断した。なお、進入道路等の設計を行う際には、調査対象地付近の文化財等へ影響を与えないように配慮することは可能であると考えられる。

- 文化財の位置が「×」評価の1箇所（箇所番号：37）は、選定から除外することが適当であると評価することとした。

（オ）建物の立地状況

「×」評価は7箇所（箇所番号：15,18,19,44,51,88,104）、「△」評価は4箇所（箇所番号：23,37,42,45）であった。

「×」評価の7箇所を地形図で確認した結果、3箇所（箇所番号：18,88,104）は調査対象地と対象となる建物が山の尾根で分断されており、また別の1箇所（箇所番号：44）は河川で分断されていることから、新たな施設からの直接的な影響は小さいと判断した。

これら以外の3箇所（箇所番号：15,19,51）については、建物が多く見られる場所は、調査対象地とは山の尾根で分断されていること、また、その他の建物については数戸程度であり、住家なのか空家なのか地形図からは確認できないことから、現時点では除外するまでの必要はないと判断した。

なお、箇所番号15は、地形図において、調査対象地の存する谷の出口付近（下流側）に建物が確認されるため、現地踏査時にこれらの建物への影響を調査することとした。

また、「△」評価の4箇所は、いずれも対象となる建物が調査対象地とは500m超離れていることや、調査対象地と建物は山の尾根で分断されていることから、新たな施設からの直接的な影響は小さいと判断した。

- 建物の立地状況が「×」評価の7箇所、「△」評価の4箇所は、3次スクリーニングの段階では、新たな施設の整備による大きな影響はないものと評価することとした。

オ 分析のまとめ（表5-6による集計順上位11箇所）

エの評価項目毎の分析の結果を整理し、除外すべき評価を●で表にすると、表5-7のとおりとなった。

表5-7 集計順上位 11 箇所の評価の分布表（個別確認後）

○	△	×	箇所番号	△評価									×評価						
				植物	動物	建物	保育所等	病院等	水道水源	文化財	神社等	利便性	建物	保育所等	病院等	水道水源	文化財	神社等	
8	2	0	42			●							●						
7	2	1	15							●	●		●*						
			19						●	●		●							
			88						●	●		●							
7	1	2	44						●			●						●	
6	4	0	23		●	●					●								
			45	●		●			●		●								
6	3	1	18							●	●	●	●						
			37	●		●					●						●		
			51		●					●	●	●							
			104				●			●	●	●							
合計			11箇所	2	2	4	1	0	2	6	8	4	6	0	0	0	0	1	1

※ 箇所番号 15 は、地形図において、調査対象地の存する谷の出口付近（下流側）に建物が確認されるために、現地踏査時にこれらの建物への影響を調査することとした。

- 集計順上位 11 箇所の中からは、動物が「△」評価の 2 箇所（箇所番号：23,51）及び文化財が「×」評価の 1 箇所（箇所番号：37）を除く 8 箇所を 3 次調査対象地として、まずは選定することとした。（表 5-7 の黄色箇所）

カ その他の調査対象地の確認（除外箇所及び集計順上位 11 箇所を除く調査対象地 7 箇所）
 才で選定した 8 箇所だけでは、3 次調査対象として想定している箇所数（10 箇所程度）に満たないため、残る 7 箇所（表 5-8）についても個別に評価内容を確認することとした。

表5-8 除外箇所及び集計順上位 11 箇所を除く調査対象地 7 箇所の評価の分布表

○	△	×	箇所番号	△評価									×評価							
				植物	動物	建物	保育所等	病院等	水道水源	文化財	神社等	利便性	建物	保育所等	病院等	水道水源	文化財	神社等		
6	2	2	8				●						●					●		
			36						●		●		●					●		
			43	●			●						●						●	
			102	●							●			●						●
			107	●							●			●						●
6	1	3	38									●	●				●	●		
5	2	3	16		●							●					●	●		
合計			7箇所	3	1	0	2	0	1	2	1	3	7	0	0	0	0	4	5	

(ア) 箇所番号：8

評価の対象となる保育所等は、約 690m 離れた小学校（休校中）であり、調査対象地とは山の尾根と河川で分断されていることから、直接的な影響は小さいと判断した。

評価の対象となる文化財は、近接（約 50m）した周知の埋蔵文化財包蔵地であり、工事に伴う掘削が影響を及ぼす可能性があると判断した（工事前の試掘、又は工事により埋蔵文化財が発掘される可能性もある）。

評価の対象となる建物までは、調査対象地から約 460m 離れており、山の尾根で分断されていることから、直接的な影響は小さいと判断した。

調査対象地の利便性については、高知市から概ね 1 時間圏域ではあるものの、高知市中心部からの距離は 40km を超えている。

(イ) 箇所番号 : 36

評価の対象となる水道水源までは、調査対象地から上流側に（標高の高い場所）約 770m 離れており、直接的な影響は考えにくい。

評価の対象となる文化財までは約 410m、神社等までは約 880m 離れており、いずれも調査対象地とは山の尾根や河川で分断されていることから、直接的な影響は小さいと判断した。

評価の対象となる建物までは約 210m 離れており、調査対象地とは山の尾根で分断されていることから、直接的な影響は小さいと判断した。

(ウ) 箇所番号 : 43

評価の対象となる保育所等は、約 770m 離れた保育所（休所中）であり、調査対象地とは山の尾根と河川で分断されていることから、直接的な影響は小さいと判断した。

評価の対象となる希少野生植物の生息地と調査対象地の重なりは一部のみであった。

評価の対象となる神社等までは約 260m、建物までは約 350m 離れており、調査対象地とはいずれも山の尾根で分断されていることから、直接的な影響は小さいと判断した。

(エ) 箇所番号 : 102、107（102 と 107 に含まれる平坦地は同一場所であり、この平坦地を含む土地の一部が重複していることから、あわせて分析した。）

評価の対象となる希少野生植物の生息地に、調査対象地内の平坦地（概ね 1.3ha）の全域が重なっていた。

評価の対象となる文化財は、国指定天然記念物（甲原松尾山のタチバナ群落）であり、調査対象地からは約 660m 離れているものの、調査対象地内の平坦地は、指定地である松尾山の尾根伝い（西側）となっている。

評価の対象となる建物は、調査対象地より標高の低い場所であり、直接的な影響は小さいと判断した。

(オ) 箇所番号 : 38

評価の対象となる文化財までは約 470m、神社等までは約 310m、建物までは約 340m 離れており、調査対象地とはそれぞれ山の尾根で分断されていることから、直接的な影響は小さいと判断した。ただし、最寄りの建物として、「県立香北青少年の家」などの文教施設が存するために、現地踏査時にこれらの施設への影響を調査することとした。

(カ) 箇所番号：16

調査対象地は、希少野生動物の生息地（河川の流域内）にあるため、新たな施設の整備には適していないと判断した。

- 以上のことから、その他の調査対象地7箇所のうち、相対的に見て優位と考えられる3箇所（箇所番号：36,38,43）を3次調査対象地の選定に加えることとした。（表5-9の黄色箇所）

表5-9 分析結果（除外箇所及び集計順上位11箇所を除く調査対象地7箇所）

○	△	×	箇所番号	△評価									×評価									
				植物	動物	建物	保育所等	病院等	水道水源	文化財	神社等	利便性	建物	保育所等	病院等	水道水源	文化財	神社等				
6	2	2	8				●							●					●			
			36						●			●								●		
			43	●			●														●	●
			102	●								●										●
			107	●								●										●
6	1	3	38										●	●					●	●		
5	2	3	16		●														●	●		
合計			7箇所	3	1	0	2	0	1	2	1	3	7	0	0	0	0	4	5			

キ 評価結果

エ及びオの結果から、3次調査対象地の評価結果は表5-10のとおりとなり、4市町11箇所を3次調査対象地として選定することとした。（図5-1）



図5-1 3次調査対象地の位置図(11箇所)

(2) 4次スクリーニングの評価項目及び評価基準の決定

これまでのスクリーニングは、地形図や航空写真等の既存資料に基づく机上調査により実施してきたが、最終のスクリーニングとなる4次スクリーニングは、調査対象地の現地踏査を実施し、調査対象地及び把握しておく必要のある調査対象地付近の状況を目視で確認することとした。

その他、航空レーザ計測による地形判読、概略施設計画案に基づく概算事業費の試算とともに、調査対象地内の土地に関する登記情報等の収集を行うこととした。(表5-11)

第6回委員会において、これらの結果をまとめた調査対象地毎の資料を用いて審議を行い、最終候補地を複数箇所選定することとした。

表5-11 4次スクリーニングの評価項目

4次スクリーニング評価項目		確認内容・方法等
現地踏査	地形、地質の状況	調査対象地内の地形（土地の傾斜や形状（平坦性や起伏）、谷川の状況等）や地質（岩の露出等）を確認
	植生の状況	調査対象地内の植生の状況（植林、自然林、竹林、草地等）を確認
	土地利用の状況	調査対象地及びその付近の土地の利用状況（水田、畑、果樹園、作業場等）を確認
	建築物の立地状況	調査対象地及びその付近の建築物の状況（民家、空家、倉庫等）を確認
	既存道路の状況	調査対象地及びその付近の既存道路の状況（道路幅員、線形、舗装の有無、道路に隣接する土地の状況（民家、耕作地等）、河川・線路の横断等）を確認
航空レーザ計測による地形判読		国土交通省の航空レーザ計測結果によるさらに詳細な地形判読を実施して、土砂移動現象が発生する可能性を確認
概略施設計画案	造成計画の優位性	現地踏査結果を考慮して、概略の造成計画図及び施設配置計画図、標準断面図を作成
	施設配置の容易性	
概算事業費	施設建設費	①施設建設費：造成計画図及び施設配置計画図から求めた概算数量に他施設の積算を参考にした概算単価（年度補正、地域補正等を行う）を乗じて積算、諸経費は環境省の基準を用いる ②維持管理費：他の施設を参考にして、供用開始から20年間の維持管理費を算出 ※調査対象地は全て山間部にあり、用地取得単価に調査対象地毎の差異が小さいことが想定され、敷地面積（買収面積）の大小により用地取得費の大小が決まるため、用地取得費は算定しない
	維持管理費	

6 第6回選定委員会（平成30年2月1日開催）

（1）最終候補地の選定

ア 評価方法

表5-11に示した評価項目及び表6-1に示した評価基準により3次調査対象地11箇所について、4次スクリーニングを実施した。

表5-11 4次スクリーニングの評価項目（再掲）

4次スクリーニング評価項目		確認内容・方法等
現地踏査	地形、地質の状況	調査対象地内の地形（土地の傾斜や形状（平坦性や起伏）、谷川の状況等）や地質（岩の露出等）を確認
	植生の状況	調査対象地内の植生の状況（植林、自然林、竹林、草地等）を確認
	土地利用の状況	調査対象地及びその付近の土地の利用状況（水田、畑、果樹園、作業場等）を確認
	建築物の立地状況	調査対象地及びその付近の建築物の状況（民家、空家、倉庫等）を確認
	既存道路の状況	調査対象地及びその付近の既存道路の状況（道路幅員、線形、舗装の有無、道路に隣接する土地の状況（民家、耕作地等）、河川・線路の横断等）を確認
航空レーザ計測による地形判読		国土交通省の航空レーザ計測結果によるさらに詳細な地形判読を実施して、土砂移動現象が発生する可能性を確認
概略施設計画案	造成計画の優位性	現地踏査結果を考慮して、概略の造成計画図及び施設配置計画図、標準断面図を作成
	施設配置の容易性	
概算事業費	施設建設費	①施設建設費：造成計画図及び施設配置計画図から求めた概算数量に他施設の積算を参考にした概算単価を乗じて積算、諸経費は環境省の基準を用いる ②維持管理費：他の施設を参考にして、供用開始から20年間の維持管理費を算出 ※調査対象地は全て山間部にあり、用地取得単価に調査対象地毎の差異が小さいことが想定され、敷地面積（買収面積）の大小により用地取得費の大小が決まるため、用地取得費は算定しない
	維持管理費	

表6-1 4次スクリーニングの評価項目の評価基準

4次スクリーニング評価項目		評価基準
現地踏査	地形、地質の状況	評価項目毎に現地踏査結果をまとめ、その結果により相対的な評価を行う
	植生の状況	
	土地利用の状況	
	建築物の立地状況	
	既存道路の状況	
航空レーザ計測による地形判読		土砂移動現象が発生する可能性について、相対的な評価を行う
概略施設計画案	造成計画の優位性	作成した図面を基に、造成計画や施設配置の容易性（建設の可能性）について相対的な評価を行う
	施設配置の容易性	
概算事業費	施設建設費	○：平均値未満 △：平均値以上 ×：最高値
	維持管理費	○：平均値未満 △：平均値以上 ×：最高値
土地に関する調査（参考）		収集した登記情報等を整理する

イ 評価の過程

(ア) 評価基準による評価結果

① 現地踏査

現地踏査結果を、次のとおり評価した。(表6-2)

- ：新施設の整備に特に課題は無いと考えられる箇所
- △：新施設の整備に課題はあるが、整備可能と考えられる箇所
- ×：新施設の整備に課題が多い又は大きな課題があると考えられる箇所

表6-2 現地踏査結果に基づく評価

箇所番号	評価内容	評価
15	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地内に「みかん」を栽培している箇所が2箇所（合計で約0.5ha程度と推定）確認され、2箇所ともに調査対象地の谷底部分に存するため、そこを避けて施設配置することは極めて困難であると考えられる ・施設整備にあたっては、谷の水量が多いため雨水排水対策をしっかりと講ずる必要があると考えられる 	×

	<ul style="list-style-type: none"> ・市道際には住家などの建築物が見受けられるため、運搬車両等の通行による影響を可能な限り低減する対策を講ずる必要がある。また、市道に沿って河川があり、拡幅するためには、これへの対応も課題となる ・進入道路を新設する場合でも、整備延長はほぼ同じであり、拡幅よりも用地買収及び補償（ビニールハウス等）が多くなるのが大きな課題となる 	
1 8	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地内の中流部は谷底の幅が狭いものの、斜面は比較的緩やかであり、施設配置や整備に特段の支障はないものと考えられる ・既存道路の拡幅が必要であるが、線形不良箇所や住家に挟まれている箇所もあることから拡幅することは困難であると考えられる ・進入道路を調査対象地の下流側の県道から新設することは可能であると考えられる。その場合の延長は約 500m 以上となり、新たな用地（山林）が必要となる 	△
1 9	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地内の中流部の右岸側尾根付近に「みかん」を栽培している箇所が確認されたが、これを避けた施設配置は可能である ・既存道路の拡幅が必要であるが、線形は良く、隣接する住家等も少ないことから、進入道路の確保は可能であると考えられる。その際には、運搬車両等の通行による影響を可能な限り低減する対策を講ずる必要がある 	△
3 6	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地の谷底の幅は狭く、中流部右岸側に大きな岩塊や転石が多数見受けられることから、施設整備に支障をきたす恐れがあると考えられる（施工性の悪さ、掘削土量の増等） ・市道区間（1車線）は、集落を通行することとなるため、車両の通行による影響を可能な限り低減する対策を講ずる必要がある ・調査対象地の上流までは林道が整備されており、林道から調査対象地までの進入道路を山の斜面に約 240m 以上新設する必要がある 	×
3 8	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地内の谷はV字形で湾曲していることから、施設配置等を工夫する必要があると考えられる（施設配置の工夫、施工性の悪さ等） ・調査対象地へ進入するためには、文教施設である県立香北青少年の家と香美市香北体育センターに隣接する道路（市有地）を通行せざるを得ず、運搬車両等による騒音・振動等の影響が考えられることや、林業用作業道は全区間において幅員が狭小であるため、約 1,200m 以上の拡幅を行う必要があることなど課題が多い ・調査対象地の下流側には県道があるものの、そこから進入道路を新設するとしても、切り立った岩の斜面があり進入道路の新設は極めて困難である 	×
4 2	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地内の上流部左岸側の斜面は緩く、表層崩壊跡である可能性があり、また、谷川の水量が多いため、施設整備にあたっては、土砂流出防止対策や雨水排水対策をしっかりと講ずる必要があると考えられる ・林道は、全区間において幅員が狭小であるため、約 4,000m 以上の拡幅を行う必要があることや、標高が高いことから冬季における積雪・凍結により運搬車両等の通行に支障をきたす恐れが大きいと考えられることなど課題が多い ・進入道路を新設する場合でも、冬季における積雪等による通行への支障は変わらない 	×

4 3	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地内の谷は通常と異なる地形（中流部の谷底の幅が非常に広く複数の谷が流入）であるものの施設配置は可能であると考えられる。しかしながら、下流部の斜面には岩塊が見受けられることから、掘削工事が難航する可能性がある。（施工性の悪さ等） ・林業用作業道は全区間において幅員が狭小であるため、約 2,300m 以上の拡幅を行う必要があることや、標高が高いことから冬季における積雪・凍結により運搬車両等の通行に支障をきたす恐れが大きいと考えられることなど課題が多い ・進入道路を新設する場合でも、冬季における積雪等による通行への支障は変わらない 	×
4 4	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地内の左岸側斜面や谷川に転石や岩塊が見受けられることや、中流部左岸斜面は緩やかであり、表層崩壊跡である可能性があることから、施設整備時に、掘削工事が難航する可能性があるとともに、土砂流出防止対策をしっかりと講ずる必要があると考えられる。しかしながら、谷底の幅は広く、対策を行う必要性が生じても、施設整備は可能であると考えられる ・公道区間は、国道からの進入延長が非常に短いため利便性が良いこと、建築物や工作物などが隣接していないために拡幅の支障をきたす恐れは少ないことや、運搬車両等が住家に近接する形で通行することはないことから、影響を及ぼすことは少ないものと考えられる 	△
4 5	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地内の左岸側斜面の広範囲に表層崩壊跡である可能性がある箇所が見受けられた。また、谷の水量が 11 箇所の中で最も多く、施設整備にあたっては、土砂流出防止対策や雨水排水対策及び地下水対策として相当の対策が必要となると考えられることから、施設整備に支障をきたす恐れがある ・市道区間は幅員が狭小であるため、約 1,300m 以上の拡幅を行う必要があるが、道路に隣接して住家などの建築物がある集落を通行することとなるため、車両の通行による影響を可能な限り低減する対策を講ずる必要がある ・進入道路を新設する場合でも、整備延長はほぼ同じとなり、拡幅よりも用地買収が多くなることが課題となる 	×
8 8	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地内の谷底の幅は狭く、中流部左岸斜面は緩やかであり表層崩壊跡である可能性があるとともに、谷底は中流から下流にかけて全体的にぬかるんでいることから、施設整備にあたっては、土砂流出防止対策や地下水対策をしっかりと講ずる必要があるため、施設整備に支障をきたす恐れがあると考えられる（施工性の悪さ、掘削土量の増等） ・既存道路の拡幅が必要であるが、線形不良箇所や住家と河川に挟まれており、町道を拡幅することは困難であると考えられることから、集落を避ける形で国道から町道へ至る進入道路の新設を検討する必要がある ・進入道路を集落を避けて国道から町道へ至るルートで新設することは可能であるが、整備延長は約 600m 以上となり新たな用地（耕作地）が多く必要となるなどの課題がある ・調査対象地の南には国道 33 号があるものの、そこから進入道路を新設するとしても、 	×

	切り立った山の斜面であり、進入道路の新設は極めて困難である	
104	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地は中央部が広い平坦地であるため、施設配置は容易であり、施設整備に支障はないと考えられる ・四方を尾根に囲まれていることから、周辺の住家等に影響を及ぼすことも少ないものと考えられる 	○

②航空レーザ計測による地形判読

- a 航空レーザ計測による地形判読に使用した図面、地形判読の範囲及び判読要素については、次のとおりとした。また、表6-3のとおり評価基準を設定した。

<図面>

国土交通省国土地理院が公開している5mメッシュ標高データ（5mDEM）により行った。なお、No.19のみ、国土交通省国土地理院公開データが無かったため、国際航業株式会社（県が、新たな管理型最終処分場候補地選定調査委託業務を委託した事業者）所有の航空写真から5mDEMを作成した。

<範囲>

調査対象地及び想定される進入道路を含む流域とした。

<判読要素>

3次スクリーニングにおいて判読した要素（地すべり地形等）に、次の各要素を加えて判読し、評価を行った。

- 小崖地形 : 高さ3～5m程度の段差が斜面に連続する地形
- ガリー : 流水によって地表面が侵食された細い溝状の地形
- 表層崩壊跡地 : 深さ10m未満で斜面が崩壊した地形
- クリーブ : 岩盤が自重により徐々に変形した地形
- 異常堆積地形 : 過去の土砂移動により、斜面下部や谷底に厚く土砂が堆積している地形

表6-3 航空レーザ計測による地形判読の評価基準

評価	①調査対象地	②進入道路	③総合評価
○	「△」「▲」「×」評価のいずれにも該当しない場合	「△」「▲」「×」評価のいずれにも該当しない場合	下記のいずれかに該当する場合 ・①「○」評価、②「○」評価 ・①「○」評価、②「△」評価
△	下記のいずれかに該当し、調査対象地に影響を与える可能性がある場合 「△」-A：調査対象地内の下流側端部に明瞭な深層崩壊跡地、地すべり地形が認められる 「△」-B：調査対象地内に明瞭な異常堆積地形、軟弱地盤が認められる	下記のいずれかに該当し、進入道路に影響を与える可能性がある場合 「△」-a：道路沿いの斜面に不明瞭だが多数（5個以上）の深層崩壊跡地、地すべり地形が認められる 「△」-b：道路沿いに明瞭な異常堆積地形、軟弱地盤が認められる	下記のいずれかに該当する場合 ・①「○」評価、②「▲」評価 ・①「△」評価、②「○」評価 ・①「△」評価、②「△」評価
▲	下記のいずれかに該当し、調査対象地に影響を与える可能性が高い場合 「▲」-A：調査対象地内の中流又は上流側に明瞭な深層崩壊跡地、地すべり地形が認められる 「▲」-B：調査対象地内に明瞭な異常堆積地形、軟弱地盤が認められる場合又は調査対象地に影響を及ぼすと考えられる斜面に多数（5個以上）の深層崩壊跡地、地すべり地形が認められる場合で、かつ、土石流発生域の流域規模が大きい（概ね10ha以上）谷が認められる場合	下記のいずれかに該当し、進入道路に影響を与える可能性が高い場合 「▲」-a：道路沿いの斜面に明瞭な深層崩壊跡地、地すべり地形が認められる 「▲」-b：「△」-aに該当し、土石流発生域の流域規模が大きい（概ね10ha以上）谷が認められる	下記のいずれかに該当する場合 ・①「△」評価、②「▲」評価 ・①「▲」評価、②「○」評価 ・①「▲」評価、②「△」評価
×	下記のいずれかに該当し、調査対象地に多大な影響を与える可能性がある場合 「×」-A：調査対象地内に大規模（崩壊土砂量：概ね10万m ³ メートル以上）かつ明瞭な深層崩壊跡地、地すべり地形が認められ	下記に該当する場合 「×」-a：道路沿いの斜面で大規模（崩壊土砂量：概ね10万m ³ 以上）かつ明瞭な深層崩壊跡地、地すべり地形が認められる	下記のいずれかに該当する場合 ・①、②のいずれかの項目が「×」評価の場合 ・①「▲」評価、②「▲」評価

	る 「×」-B：調査対象地に影響を及ぼすと考えられる斜面に大規模（崩壊土砂量：概ね10万m ³ 以上）かつ明瞭な深層崩壊跡地、地すべり地形が認められる		
--	---	--	--

b 航空レーザ計測による地形判読結果を次のとおり評価した。（表6-4）

表6-4 航空レーザ計測による地形判読に基づく評価

箇所番号	①：調査対象地 ②：進入道路	評価内容	個別評価	総合評価
15	①	「▲」-B：調査対象地の上流の谷に明瞭な異常堆積地形及び不明瞭ではあるが5個の地すべり地形が認められ、かつ土石流発生域の規模が大きい（約12ha）ことから、 <u>土石流が発生した場合に調査対象地に影響を与える可能性が高い</u>	▲	▲
	②	「△」-b：県道付近に明瞭な軟弱地盤が分布し、進入道路に不等沈下等の影響を与える可能性がある	△	
18	①	「△」-A：調査対象地内に明瞭な地すべり地形が認められるが大規模ではなく、また、地すべり地形が認められる場所は調査対象地の下流端であることから、新施設への影響は限定的と想定されるため、調査により対応を検討することが可能である。そのほかに、明瞭な異常堆積地形が認められるが、大規模ではないため、十分対応できると考えられる	△	△
	②	「○」	○	
19	①	「○」：土石流が発生する可能性のある谷は明瞭であるが、発生域の規模が小さく（約4ha）、調査対象地への影響は小さい。なお、新施設の整備のために行う盛土等で対応することは可能である	○	○
	②	「○」	○	
36	①	「○」：土石流が発生する可能性のある谷は明瞭であるが、発生域の規模が小さく（約5ha）、調査対象地への影響は小さい。なお、新施設の整備のために行う盛土等で対応することは可能である	○	○
	②	「○」	○	
38	①	「▲」-B：調査対象地の上流の谷に不明瞭ではあるが5個の深層崩壊跡地や地すべり地形が認められ、かつ土石流発生域の規模が大きい（約15ha）ことから、 <u>土石流が発生した場合に調査対象地に影響を与える可能性が高い</u>	▲	▲
	②	「△」-a：不明瞭ではあるが10個の深層崩壊跡地、地すべり地形が認められ、進入道路に影響を与える可能性がある	△	
42	①	「△」-B：調査対象地内に明瞭な異常堆積地が認められることから、未固結土	△	▲

		砂が厚く堆積していることが推測され、掘削による地すべりや不等沈下など、 <u>調査対象地に影響を与える可能性がある</u>		
	②	「▲」-b、「△」-a、「△」-b：不明瞭ではあるが18個の深層崩壊跡地、地すべり地形が認められ、明瞭な異常堆積地形も認められることから、土砂移動が活発であると想定され、かつ土石流発生域の規模が大きい（約40ha）ことから、 <u>土石流が発生した場合に進入道路に影響を与える可能性が高い</u>	▲	
43	①	「△」-B：調査対象地内に明瞭な異常堆積地が認められることから、未固結土砂が厚く堆積していることが推測され、掘削による地すべりや不等沈下など、 <u>調査対象地に影響を与える可能性がある</u>	△	▲
	②	「▲」-a、「△」-a、「△」-b：明瞭な深層崩壊跡地と異常堆積地形が認められ、不明瞭ではあるが深層崩壊跡地や地すべり地形も5個認められることから、同様の土砂移動現象により <u>進入道路に影響を与える可能性が高い</u>	▲	
44	①	「▲」-A、「△」-B：調査対象地内に明瞭な地すべり地形及び異常堆積地形が認められる。この地すべり地形は、調査対象地の中流部に位置することから、 <u>地すべりが発生した場合には調査対象地に影響を与える可能性が高い</u>	▲	▲
	②	「○」	○	
45	①	「▲」-B：調査対象地の上流の谷は土石流発生域の規模が大きく（約10ha）、また調査対象地内に明瞭で規模の大きな異常堆積地形が認められることから、土石流の発生頻度が高いと思われるため、 <u>土石流が発生した場合に調査対象地に影響を与える可能性が高い</u>	▲	×
	②	「▲」-b、「△」-a、「△」-b：不明瞭ではあるが5個の深層崩壊跡地、地すべり地形が認められ、明瞭な異常堆積地形も認められることから、土砂移動が活発であると想定され、かつ土石流発生域の規模が大きい（約29ha）ことから、 <u>土石流が発生した場合に進入道路に影響を与える可能性が高い</u>	▲	
88	①	「○」：土石流が発生する可能性のある谷は明瞭であるが、その谷の斜面には不明瞭な地すべり地形が1個認められるのみであり、調査対象地への影響は小さいと考えられる。なお、新施設を整備すれば、この谷を埋めることになり、土石流が発生する可能性は低くなる	○	△
	②	「▲」-a、「△」-b：明瞭な地すべり地形、異常堆積地形が認められるため、 <u>進入道路に影響を与える可能性が高い</u>	▲	
104	①	「○」：土石流が発生する可能性のある谷は明瞭であるが、施設配置を計画する平坦地とは尾根を挟んだ反対側に位置しており、平坦地への影響は考えられない	○	○
	②	「○」	○	

③概略施設計画案

a 次の設定により、概略施設計画案を作成した。

<埋立処分場>

(a) 埋立容量：20 万 m³

(b) 施設規模：埋立深さ 12.5m～15.0m

<管理棟>

240 m²：エコサイクルセンターと同規模の延床面積

<浸出水処理施設>

30 m³：埋立容量からエコサイクルセンターの処理容量の倍

<進入道路>

幅員 6.5m：エコサイクルセンターと同規模、可能な限り既存道路を利用

b 概略施設計画案による造成計画や施設配置の容易性について、次の基準で評価した。

○：施設整備又は進入道路に課題はあるが、施設整備は可能

△：施設整備又は進入道路に課題が多い又は大きな課題があるが、施設整備は可能

×：施設整備が極めて困難

c 概略施設計画案を次のとおり評価した。(表 6-5)

表 6-5 概略施設計画案の評価

箇所番号	評価内容	評価
15	<ul style="list-style-type: none"> 現地踏査において確認された「みかん」を栽培している2箇所を避けた施設配置は不可能 市道の拡幅等による整備を約1,400m程度行う必要があるが、この市道には住家、河川、ビニールハウス等が隣接しており、中でも河川への対応が大きな課題となる 進入道路を新設する場合でも、整備延長はほぼ同じであり、拡幅よりも用地買収及び補償(ビニールハウス等)が多くなるのが大きな課題となる 	×
18	<ul style="list-style-type: none"> 施設配置に特に課題はない 市道を拡幅する必要があるが、住家が道路を挟む形で隣接しており、また、線形が悪く、道路の勾配も急であることから拡幅は困難である 調査対象地の下流側には県道が整備されており、県道から調査対象地までの進入道路を山の斜面に約500m程度新設することは可能と考えられる 	○
19	<ul style="list-style-type: none"> 右岸側斜面の尾根付近に確認された「みかん」を栽培している箇所を避けた施設配置は可能である 県道及び公道の拡幅等による整備を約940m程度行う必要があるが、県道に隣接している住家は少ないものの、運搬車両等の通行による影響を可能な限り低減する対策を 	○

	<p><u>講ずる必要がある</u>（県道約 500m は、ほぼ直線道路のため、待避所の整備でも可能と考えられる）</p>	
3 6	<ul style="list-style-type: none"> ・谷底の幅が狭く、かつ上下流方向が短いため、施設の高さ（埋立て深さ）を約 15m にしても約 54m の施設幅が必要となることから、<u>掘削土量が多くなる</u>ことや、谷底の幅が狭いことによる施設の<u>整備工事の作業効率（施工性）が悪くなる</u>ことなど課題が多い ・進入道路は、調査対象地の<u>上流までは林道が整備されており、林道から調査対象地までの進入道路を山の斜面に約 240m 程度新設</u>することは可能と考えられる 	△
3 8	<ul style="list-style-type: none"> ・谷の形状はV字形で湾曲しているため、<u>施設の形は2箇所大きく曲がる</u>ことや、谷底の幅が狭いため、施設の<u>整備工事の作業効率（施工性）が悪くなる</u>ことが課題となる ・林業用作業道の<u>拡幅等による整備を約 1,300m 程度行う必要がある</u>。<u>延長は長く、道路の勾配も急であり、整備のための工期が長くなる</u>ことが大きな課題となる ・調査対象地の<u>下流側は切り立った岩であり、進入道路の新設は極めて困難</u>である 	△
4 2	<ul style="list-style-type: none"> ・谷の形状は湾曲しているため、施設の形が中間部で大きく曲がることになり、施設の<u>整備工事の作業効率（施工性）が悪くなる</u>ことが課題となる ・林道の<u>拡幅等による整備を約 4,900m 程度行う必要がある</u>。<u>延長は最も長く、整備のための工期が長くなる</u>ことが大きな課題となる ・進入道路を新設する場合でも、<u>冬季における積雪等による通行への支障は変わらない</u> 	△
4 3	<ul style="list-style-type: none"> ・施設配置に特に課題はない ・林業用作業道の<u>拡幅等による整備を約 2,300m 程度行う必要がある</u>。<u>延長は長く、道路の勾配も急であり、整備のための工期が長くなる</u>ことが大きな課題となる ・進入道路を新設する場合でも、<u>冬季における積雪等による通行への支障は変わらない</u> 	△
4 4	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備の際には、<u>中流部に確認される地すべり地形に対応</u>する必要がある ・公道の<u>拡幅等による整備を約 410m 程度行う必要がある</u>が、<u>延長は短く、住家等も隣接していないため、特に課題はない</u> <p>※なお、箇所番号 44 については、当初「○」評価としていたが、地すべり地形への入念な対策が必要となるのではないかとの意見があったため審議したところ、最終的には「△」評価とすることになった</p>	△
4 5	<ul style="list-style-type: none"> ・施設配置に特に課題はない ・市道の<u>拡幅等による整備を約 1,300m 程度行う必要がある</u>が、<u>住家が隣接していることや、延長が長い</u>ことが大きな課題となる ・進入道路を新設する場合でも、<u>整備延長はほぼ同じであり、拡幅よりも用地買収が多くなる</u>ことが課題となる 	△
8 8	<ul style="list-style-type: none"> ・谷底の幅が狭く、かつ上下流方向が短いため、施設の高さ（埋立て深さ）を約 15m にしても約 46m の施設幅が必要となり、<u>掘削土量が多くなる</u>ことや、谷底の幅が狭いことによる施設の<u>整備工事の作業効率（施工性）が悪くなる</u>など課題が多い ・町道の<u>拡幅が必要</u>であるが、<u>住家と河川に挟まれた集落の区間を拡幅</u>することは極め 	△

	<p>て困難である。このため、集落を避けて国道 33 号から新設道路を田畑に約 590m 程度整備する必要が生じることから、用地買収が課題となる。さらに、町道の拡幅等により進入道路の整備を約 1,100m 程度と長距離に渡って行う必要があり、整備のための工期が長くなることが大きな課題となる</p> <p>・調査対象地の南側（国道 33 号）は、切り立った斜面の山であり、進入道路の新設は極めて困難である</p>	
104	<p>・施設配置に特に課題はない</p> <p>・鉱山として開発済みの平地地であり、整備工事への支障がなく、11 箇所の中で最も施工性に優れる</p>	○

④概算事業費

a-1 次の設定により、施設建設費を積算した。

(a) 概略施設計画案から概算数量を求めた

(b) 積算単価は、エコサイクルセンターの工事費算定設計書等から準用

(c) 管理棟は、エコサイクルセンターの実績、浸出水処理施設は基本構想における費用を準用

(d) 用地取得費、補償費、消費税相当額は含まない

b-1 施設建設費について、次の基準で評価した。

○ : 平均値未満

△ : 平均値以上

× : 最高値

c-1 施設建設に係る費用及びその評価は次のとおりである。(表 6-6)

表 6-6 施設建設費及び施設建設費の評価

	15	18	19	36	38	42	43	44	45	88	104
造成、貯留構造物等	3,398	3,401	3,214	3,865	3,785	3,276	3,614	3,253	3,499	4,096	3,607
管理棟	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
浸出水処理施設	887	887	887	887	887	887	887	887	887	887	887
進入道路	336	191	236	92	477	1,843	882	160	421	574	65
合計	4,679	4,537	4,395	4,902	5,207	6,064	5,441	4,358	4,865	5,615	4,617
評価	○	○	○	○	△	×	△	○	○	△	○

d-1 施設毎の建設費については、次のような傾向が見られた。

<造成、貯留構造物等>

No. 88 及び 36 は、谷が狭いため埋立処分場の高さが 15m 必要となり、この結果、コンクリート量が多くなることから、費用が高くなる

No. 38 は、谷が狭いため埋立処分場の延長が 400m と長くなり、この結果、コン

クリート量が多くなることから、費用が高くなる

<管理棟・浸出水処理施設>

管理棟は、エコサイクルセンターと同規模としたため、差はない

浸出水処理施設は、全箇所とも埋立容量 20 万 m³に対応するため、差はない

<進入道路>

整備延長の長い No. 42 (約 4,900m)、43 (約 2,300m)、88 (約 1,700m)、45 (約 1,300m)、38 (約 1,300m) などの箇所は費用が高くなり、整備延長の短い No. 104 (約 170m)、36 (約 240m) は費用が安くなる

a-2 次の設定により、維持管理費を試算した。

(a) 埋立期間 20 年間と埋立終了後 5 年間の維持管理費を試算

(b) 単価は、エコサイクルセンターの維持管理費 (実績)、被覆施設撤去費は基本構想における単価を準用

b-2 維持管理費について、次の基準で評価した。

○ : 平均値未満

△ : 平均値以上

× : 最高値

c-2 維持管理に係る費用及びその評価は次のとおりである。(表 6-7)

表 6-7 維持管理費の評価

	15	18	19	36	38	42	43	44	45	88	104
維持管理費 (20年間)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
維持管理費 (5年間)	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
被覆施設撤去費	160	160	160	133	160	160	160	160	160	133	160
合計	2,215	2,215	2,215	2,188	2,215	2,215	2,215	2,215	2,215	2,188	2,215
評価	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×

d-2 施設毎の維持管理費用については、ほとんど差が生じなかった。

⑤土地に関する情報（参考情報）

調査対象地内の土地に関する登記情報（推定範囲の情報）を収集した。（表6-8）

表6-8 土地に関する情報

箇所番号	所有者数	法務局の受付年
15	92	明治44年 ～ 平成29年
18	32	大正8年 ～ 平成29年
19	15	昭和2年 ～ 平成25年
36	12	明治38年 ～ 平成19年
38	23	昭和9年 ～ 平成28年
42	6	昭和26年 ～ 平成17年
43	4	明治36年 ～ 平成6年
44	16	大正9年 ～ 平成26年
45	3	昭和8年 ～ 平成25年
88	3	平成7年 ～ 平成27年
104	18	昭和24年 ～ 平成29年

（イ）総合評価

① 現地踏査結果及び地形判読の評価内容により、箇所毎の評価を行った。

【NO.15 須崎市 浦ノ内出見】谷地形

<現地踏査：×>

- ・ 調査対象地内に「みかん」を栽培している箇所が2箇所（合計で約0.5ha程度と推定）確認され、2箇所ともに調査対象地の谷底部分に存するため、そこを避けて施設配置することは極めて困難であると考えられる
- ・ 施設整備にあたっては、谷の水量が多いため雨水排水対策をしっかりと講ずる必要があると考えられる
- ・ 市道際には住家などの建築物が見受けられるため、運搬車両等の通行による影響を可能な限り低減する対策を講ずる必要がある。また、市道に沿って河川があり、拡幅するためには、これへの対応も課題となる
- ・ 進入道路を新設する場合でも、整備延長はほぼ同じであり、拡幅よりも用地買収及び補償（ビニールハウス等）が多くなるのが大きな課題となる

<地形判読：▲>

- ・ 調査対象地の上流の谷に明瞭な異常堆積地形及び不明瞭ではあるが5個の地すべ

り地形が認められ、かつ土石流発生域の規模が大きい（約 12ha）ことから、土石流が発生した場合に調査対象地に影響を与える可能性が高い

調査対象地の中に「みかん」を栽培している箇所が現地踏査で初めて確認され、1次スクリーニング項目の「既に事業用地として利用されていることが明らかな土地」に該当するため、審議の結果、除外することとした

【NO. 18 須崎市 神田】谷地形

<現地踏査：△>

- ・ 調査対象地内の中流部は谷底の幅が狭いものの、斜面は比較的緩やかであり、施設配置や整備に特段の支障は無いものと考えられる
- ・ 既存道路の拡幅が必要であるが、線形不良箇所や住家に挟まれている箇所もあることから拡幅することは困難であると考えられる
- ・ 進入道路を調査対象地の下流側の県道から新設することは可能であると考えられる。その場合の延長は約 500m 以上となり、新たな用地（山林）が必要となる

<地形判読：△>

- ・ 調査対象地内に明瞭な地すべり地形が認められるが大規模ではなく、また、地すべり地形が認められる場所は調査対象地の下流端であることから、新施設への影響は限定的と想定されるため、調査により対応を検討することが可能である。そのほか、明瞭な異常堆積地形が認められるが、大規模ではないため、十分対応できると考えられる

進入道路の新設が必要な他は、新たな施設の整備に特段の課題はないものと考えられる

【NO. 19 香南市 香我美町上分】谷地形

<現地踏査：△>

- ・ 調査対象地内の中流部の右岸側尾根付近に「みかん」を栽培している箇所が確認されたが、これを避けた施設配置は可能である
- ・ 既存道路の拡幅が必要であるが、線形は良く、隣接する住家等も少ないことから、進入道路の確保は可能であると考えられる。その際には、運搬車両等の通行による影響を可能な限り低減する対策を講ずる必要がある

<地形判読：○>

- ・ 土石流が発生する可能性のある谷は明瞭であるが、発生域の規模が小さく（約 4 ha）、調査対象地への影響は小さい。なお、新施設の整備のために行う盛土等で対応することは可能である

調査対象地の中に「みかん」を栽培している箇所が確認できたが、これを避けた新たな施設の整備は可能であり、特段の課題はないものと考えられる

【NO.36 香美市 香北町萩野】谷地形

＜現地踏査：△＞

- ・ 調査対象地の谷底の幅は狭く、中流部右岸側に大きな岩塊や転石が多数見受けられることから、施設整備に支障をきたす恐れがあると考えられる（施工性の悪さ、掘削土量の増等）
- ・ 市道区間（1車線）は、集落を通行することとなるため、車両の通行による影響を可能な限り低減する対策を講ずる必要がある
- ・ 調査対象地の上流までは林道が整備されており、林道から調査対象地までの進入道路を山の斜面に約240m以上新設する必要がある

＜地形判読：○＞

- ・ 土石流が発生する可能性のある谷は明瞭であるが、発生域の規模が小さく（約5ha）、調査対象地への影響は小さい。なお、新施設の整備のために行う盛土等で対応することは可能である

谷底の幅は狭く、中流部右岸側に大きな岩塊や転石が多数見受けられることなど課題が多くあり、新たな施設の整備には適さないものと考えられる

【NO.38 香美市 香北町吉野】谷地形

＜現地踏査：×＞

- ・ 調査対象地内の谷はV字形で湾曲していることから、施設配置等を工夫する必要があると考えられる（施設配置の工夫、施工性の悪さ等）
- ・ 調査対象地へ進入するためには、文教施設である県立香北青少年の家と香美市香北体育センターに隣接する道路（市有地）を通行せざるを得ず、運搬車両等による騒音・振動等の影響が考えられることや、林業用作業道は全区間において幅員が狭小であるため、約1,200m以上の拡幅を行う必要があることなど課題が多い
- ・ 調査対象地の下流側には県道があるものの、そこから進入道路を新設するとしても、切り立った岩の斜面があり進入道路の新設は極めて困難である

＜地形判読：▲＞

- ・ 調査対象地の上流の谷に不明瞭ではあるが5個の深層崩壊跡地や地すべり地形が認められ、かつ土石流発生域の規模が大きい（約15ha）ことから、土石流が発生した場合に調査対象地に影響を与える可能性が高い

県立香北青少年の家に面した道路を車両が通行することによる影響があること、上流の谷において土石流が発生した場合に影響を受ける可能性が高いことから、新たな施設の整備には適さないものと考えられる

【NO. 42 香美市 土佐山田町上穴内】谷地形

<現地踏査：×>

- ・ 調査対象地内の上流部左岸側の斜面は緩く、表層崩壊跡である可能性があり、また、谷川の水量が多いため、施設整備にあたっては、土砂流出防止対策や雨水排水対策をしっかりと講ずる必要があると考えられる
- ・ 林道は、全区間において幅員が狭小であるため、約 4,000m 以上の拡幅を行う必要があることや、標高が高いことから冬季における積雪・凍結により運搬車両等の通行に支障をきたす恐れが大きいと考えられることなど課題が多い
- ・ 進入道路を新設する場合でも、冬季における積雪等による通行への支障は変わらない

<地形判読：▲>

- ・ 進入道路沿いの斜面に不明瞭ではあるが 18 個の深層崩壊跡地、地すべり地形が認められ、明瞭な異常堆積地形も認められることから、土砂移動が活発であると想定され、かつ土石流発生域の規模が大きい（約 40ha）ことから、土石流が発生した場合に進入道路に影響を与える可能性が高い

土砂流出防止対策、雨水排水対策をしっかりと講ずる必要があること、進入道路の延長が長いことや冬季の通行支障が大きいこと、また、土石流が発生した場合に進入道路に影響を与える可能性が高いことから、新たな施設の整備には適さないものと考えられる

【NO. 43 香美市 土佐山田町北滝本】谷地形

<現地踏査：×>

- ・ 調査対象地内の谷は通常と異なる地形（中流部の谷底の幅が非常に広く複数の谷が流入）であるものの施設配置は可能であると考えられる。しかしながら、下流部の斜面には岩塊が見受けられることから、掘削工事が難航する可能性がある。（施工性の悪さ等）
- ・ 林業用作業道は全区間において幅員が狭小であるため、約 2,300m 以上の拡幅を行う必要があることや、標高が高いことから冬季における積雪・凍結により運搬車両等の通行に支障をきたす恐れが大きいと考えられることなど課題が多い
- ・ 進入道路を新設する場合でも、冬季における積雪等による通行への支障は変わらない

<地形判読：▲>

- ・ 進入道路沿いの斜面に明瞭な深層崩壊跡地と異常堆積地形が認められ、不明瞭ではあるが深層崩壊跡地や地すべり地形も 5 個認められることから、同様の土砂移動現象により進入道路に影響を与える可能性が高い

進入道路の延長が長いことや冬季の通行に支障をきたす恐れが大きいこと、明瞭な深層崩壊跡地と異常堆積地形が認められることから、新たな施設の整備には適さないものと考えられる

【NO. 44 香美市 土佐山田町北滝本】谷地形

<現地踏査：△>

- ・ 調査対象地内の左岸側斜面や谷川に転石や岩塊が見受けられることや、中流部左岸斜面は緩やかであり表層崩壊跡である可能性があることから、施設整備時に、掘削工事が難航する可能性があるとともに、土砂流出防止対策をしっかりと講ずる必要があると考えられる。しかしながら、谷底の幅は広く、対策を行う必要性が生じてても、施設整備は可能であると考えられる
- ・ 公道区間は、国道からの進入延長が非常に短いため利便性が良いこと、建築物や工作物などが隣接していないために拡幅の支障をきたす恐れは少ないことや、運搬車両等が住家に近接する形で通行することはないことから、影響を及ぼすことは少ないものと考えられる

<地形判読：▲>

- ・ 調査対象地内に明瞭な地すべり地形及び異常堆積地形が認められる。この地すべり地形は、調査対象地の中流部に位置することから、地すべりが発生した場合には調査対象地に影響を与える可能性が高い

国道からのアクセスには優れているものの、調査対象地の中流部に明瞭な地すべり地形が認められるため、影響を受ける可能性が高いことから、新たな施設の整備には適さないものと考えられる

【NO. 45 香美市 土佐山田町北滝本】谷地形

<現地踏査：×>

- ・ 調査対象地内の左岸側斜面の広範囲に表層崩壊跡である可能性がある箇所が見受けられた。また、谷の水量が11箇所の中で最も多く、施設整備にあたっては、土砂流出防止対策や雨水排水対策及び地下水対策として相当の対策が必要となると考えられることから、施設整備に支障をきたす恐れがある
- ・ 市道区間は幅員が狭小であるため、約1,300m以上の拡幅を行う必要があるが、道路に隣接して住家などの建築物がある集落を通行することとなるため、車両の通行による影響を可能な限り低減する対策を講ずる必要がある
- ・ 進入道路を新設する場合でも、整備延長はほぼ同じであり、拡幅よりも用地買収が多くなることが課題となる

<地形判読：×>

- ・ 調査対象地の上流の谷は土石流発生域の規模が大きく（約10ha）、また調査対象地内に明瞭で規模の大きい異常堆積地形が認められること及び進入道路沿いの斜面に不明瞭ではあるが5個の深層崩壊跡地、地すべり地形が認められ、明瞭な異常堆積地形も認められることから、土砂移動が活発であると想定され、かつ土石流発生域の規模が大きい（約29ha）ことから、土石流が発生した場合に調査対象地と進入道路に影響を与える可能性が高い

土砂流出防止対策等に相当な対策が必要となると考えられること、進入道路は長く、集落を通行すること、道路の拡幅に必要な用地の確保が課題となることや、さらには土石流が発生した場合に調査対象地と進入道路が影響を受ける可能性が高いことから、新たな施設の整備には適さないものと考えられる

【NO.88 佐川町 加茂】谷地形

＜現地踏査：×＞

- ・ 調査対象地内の谷底の幅は狭く、中流部左岸斜面は緩やかであり表層崩壊跡である可能性があるとともに、谷底は中流から下流にかけて全体的にぬかるんでいることから、施設整備にあたっては、土砂流出防止対策や地下水対策をしっかりと講ずる必要があるため、施設整備に支障をきたす恐れがあると考えられる（施工性の悪さ、掘削土量の増等）
- ・ 既存道路の拡幅が必要であるが、線形不良箇所や住家と河川に挟まれており、町道を拡幅することは困難であると考えられることから、集落を避ける形で国道から町道へ至る進入道路の新設を検討する必要がある
- ・ 進入道路を集落を避けて国道から町道へ至るルートで新設することは可能であるが、整備延長は約 600m 以上となり新たな用地（耕作地）が多く必要となるなどの課題がある
- ・ 調査対象地の南には国道 33 号があるものの、そこから進入道路を新設するとしても、切り立った山の斜面であり、進入道路の新設は極めて困難である

＜地形判読：△＞

- ・ 土石流が発生する可能性のある谷は明瞭であるが、その谷の斜面には不明瞭な地すべり地形が 1 個認められるのみであり、調査対象地への影響は小さいと考えられる。しかし、進入道路沿いの斜面に明瞭な地すべり地形、異常堆積地形が認められるため、進入道路に影響を与える可能性が高い

土砂流出防止対策等をしっかりと講ずる必要があると考えられることや、進入道路は部分的に新設が必要などの課題が多いことや、明瞭な地すべり地形、異常堆積地形が認められることから、新たな施設の整備には適さないものと考えられる

【NO.104 佐川町 加茂】平坦地

＜現地踏査：○＞

- ・ 調査対象地は中央部が広い平坦地であるため、施設配置は容易であり、施設整備に支障はないと考えられる
- ・ 四方を尾根に囲まれていることから、周辺の住家等に影響を及ぼすことも少ないものと考えられる

＜地形判読：○＞

- ・ 土石流が発生する可能性のある谷は明瞭であるが、施設配置を計画する平坦地とは尾根を挟んだ反対側に位置しており、平坦地への影響は考えられない

新たな施設の整備に特段の課題はないものと考えられる

現地踏査結果及び地形判読の結果を箇所毎に評価した結果、NO. 18, 19, 104 の3箇所には特段の課題はないことから、新たな施設の整備に適した箇所であると考えられる。

- ② 次に、NO. 18, 19, 104 の3箇所について、概略施設計画案及び概算事業費（施設建設費）の評価内容を確認した。

表6-9 3箇所の概略施設計画案及び施設建設費の評価

箇所番号	市町村名	地形	概略施設計画案 (評価)	施設規模	進入道路 (延長)	施設建設費 (評価)	施設建設費
18	須崎市	谷	○	幅55m×長さ291m×高さ12.5m	約500m	○	4,537百万円
19	香南市	谷	○	幅58m×長さ276m×高さ12.5m	約940m	○	4,395百万円
104	佐川町	平坦	○	幅80m×長さ200m×高さ12.5m	約540m	○	4,617百万円

3箇所とも概略施設計画案（施設配置）に課題はなく、また、施設建設費は約44億円から約46億円と大きな差はない。

- ③ 次に、NO. 18, 19, 104 の3箇所について、維持管理費の評価及び土地に関する情報（参考）を確認した。

表6-7 維持管理費の評価（再掲）

	15	18	19	36	38	42	43	44	45	88	104
維持管理費（20年間）	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
維持管理費（5年間）	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
被覆施設撤去費	160	160	160	133	160	160	160	160	160	133	160
合計	2,215	2,215	2,215	2,188	2,215	2,215	2,215	2,215	2,215	2,188	2,215
評価	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×

表6-8 土地に関する情報（再掲）

箇所番号	所有者数	法務局の受付年
15	92	明治44年～平成29年
18	32	大正8年～平成29年
19	15	昭和2年～平成25年

36	12	明治 38 年 ～ 平成 19 年
38	23	昭和 9 年 ～ 平成 28 年
42	6	昭和 26 年 ～ 平成 17 年
43	4	明治 36 年 ～ 平成 6 年
44	16	大正 9 年 ～ 平成 26 年
45	3	昭和 8 年 ～ 平成 25 年
88	3	平成 7 年 ～ 平成 27 年
104	18	昭和 24 年 ～ 平成 29 年

3箇所とも維持管理費は同額であり、また、土地の所有者数（推定）は15人から32人であるものの、登記情報のみしか確認できていない現時点においては、3箇所に大きな差はないものと考えられる。

（ウ）候補地の選定結果

上記（イ）の総合評価の結果、次の3箇所を「新たな管理型最終処分場の整備に適した候補地」として選定した。（図6-1）

「No. 18 須崎市 神田」「No. 19 香南市 香我美町上分」「No. 104 佐川町 加茂」



図6-1 最終候補地（3箇所）

おわりに

当委員会での検討にあたっては、防災の観点に重きを置くとともに客観的、科学的かつ透明性のあるプロセスにより候補地の選定を行うことを委員共通の認識とすることからスタートした。

委員会における審議については、具体的な場所を示すことにより土地の先行買収の動きや土地の所有者、地域の方々に心配や不安を与えることなどが懸念されたことから、やむを得ず一部を非公開としたが、第6回委員会終了後、県において、報道機関に対して非公開とした審議を含め、委員会で用いた資料を一部の非公開情報（水道水源地など）を除いて全て公開し、審議の経過についても詳細に説明していただいた。

また、今回、委員会における選定の過程をまとめた報告書を公表することにより、委員会において客観的、科学的かつ透明性のあるプロセスにより候補地選定が行われたことをしっかりとお示しすることができるものと考えている。

今後、県において、委員会が選定した3箇所の候補地の中から建設予定地を決定することになるが、各候補地の関係者に対し、なぜ当該箇所が候補地に選定されたのかの理由や、選定の経過を丁寧に説明していただくことをお願いして、結びとする。

<資料編>

資料 1	新たな管理型最終処分場候補地選定委員会設置要綱.....	資料編- 1
資料 2	新たな管理型最終処分場候補地選定委員会委員名簿.....	資料編- 3
資料 3	新たな管理型最終処分場候補地選定委員会開催経緯.....	資料編- 4
資料 4	新たな管理型最終処分場の候補地選定に係る土地の募集要領.....	資料編- 6
資料 5	高知県情報公開条例（第 6 条抜粋）.....	資料編-13

新たな管理型最終処分場候補地選定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 平成29年3月に県が策定した「高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想」に基づき、公平かつ独立した立場から新たな管理型最終処分場の整備に適した候補地を選定するため、新たな管理型最終処分場候補地選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 候補地の選定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。ただし、委員に欠員が生じたときは、知事は新たな委員を委嘱することができる。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消費者団体関係者
- (3) 経済団体関係者
- (4) 廃棄物処理団体関係者
- (5) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、第1回の会議の招集は、林業振興・環境部長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開催する。なお、委員の代理出席は認めない。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。
- 4 会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する審議は、非公開とし、その都度委員会において決定する。
- (1) 会議において、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項第1号から第7号までに規定する情報に該当する事項について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、県が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、林業振興・環境部環境対策課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で協議のうえ別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

新たな管理型最終処分場候補地選定委員会 委員名簿

(五十音順)

	氏名	所属及び役職	
1	イシカワ シンゴ 石川 慎吾	国立大学法人高知大学 教育研究部自然科学系理学部門 教授	学識経験者 (自然環境)
2	オオサキ フミヨ 大崎 章代	高知県連合婦人会 会長	消費者団体 関係者
3	オカバヤシ コウジロウ 岡林 宏二郎	独立行政法人国立高等専門学校機構 高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 教授	学識経験者 (地盤)
4	サイジョウ タツヨシ 西條 辰義	高知県公立大学法人高知工科大学 経済・マネジメント学群 教授	学識経験者 (経済)
5	(委員長) ササハラ カツオ 笹原 克夫	国立大学法人高知大学 教育研究部自然科学系農学部門 教授	学識経験者 (土砂災害)
6	チカザワ エイジ 近澤 栄二	一般社団法人高知県産業廃棄物協会 会長	廃棄物処理 団体関係者
7	ナカザワ シンジ 中澤 慎二	高知市 副市長	行政関係者
8	ニシムラ スミコ 西村 澄子	特定非営利活動法人環境の杜こうち 評議員	消費者団体 関係者
9	ミモト シゲユキ 三本 重幸	中土佐町 副町長	行政関係者
10	ヤマナカ ミル 山中 稔	国立大学法人香川大学 工学部安全システム建設工学科 教授	学識経験者 (廃棄物)
11	ヨシムラ フンジ 吉村 文次	高知商工会議所 常議員	経済団体関係者

H29.6.13現在

新たな管理型最終処分場候補地選定委員会 開催経緯

1 第1回選定委員会

- (1) 日時 平成29年6月13日(火) 14:00～
- (2) 場所 高知サンライズホテル 2階 向陽
- (3) 議題
 - ア これまでの経緯や取組みについて
 - イ 新たな管理型最終処分場整備に向けた今後の進め方について
 - ウ 選定エリアについて(案)
 - エ 公募の実施について(案)

2 第2回選定委員会

- (1) 日時 平成29年7月26日(水) 13:00～
- (2) 場所 高知共済会館 3階 藤
- (3) 議題
 - ア 選定エリアについて
 - イ 1次スクリーニング項目(案)について
 - ウ 1次調査対象地の抽出方法について
 - エ 選定スケジュールについて

3 第3回選定委員会

- (1) 日時 平成29年9月6日(水) 13:00～
- (2) 場所 高知城ホール 2階 せんだん
- (3) 議題
 - ア 1次スクリーニング結果について(1次調査対象地(案)の抽出結果)
 - イ 2次スクリーニングの評価項目及び評価方法(案)について
 - ウ 今後の選定スケジュールについて

4 第4回選定委員会

- (1) 日時 平成29年10月27日(金) 13:00～
- (2) 場所 高知城ホール 2階 くすのき
- (3) 議題
 - ア 応募箇所について
 - イ 2次スクリーニングの評価結果(案)について
 - ウ 3次スクリーニングの評価項目及び評価方法(案)について

5 第5回選定委員会

- (1) 日時 平成29年12月6日(水) 13:00～
- (2) 場所 オリエントホテル高知 2階 松竹の間
- (3) 議題
 - ア 3次スクリーニングの評価結果(案)について
 - イ 4次スクリーニングの評価項目及び評価基準(案)について

6 第6回選定委員会

- (1) 日時 平成30年2月1日(木) 10:00～
- (2) 場所 高知城ホール 2階 くすのき
- (3) 議題
 - ア 4次スクリーニングの評価結果(案)について
 - イ 報告書(案)について

新たな管理型最終処分場の候補地選定に係る土地の募集要領

平成23年10月に日高村において開業した県内で唯一の管理型最終処分場であるエコサイクルセンターは、平成34年9月から平成36年8月の間に埋立終了が見込まれています。

こうしたことから、県では公共関与の手法により新たな管理型最終処分場を整備する方針とし、このたび、有識者等で構成される「新たな管理型最終処分場候補地選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置して、その整備に適した候補地を選定することとしました。

候補地選定の対象とする土地は、委員会において決定する条件によって抽出する土地及び公募により応募された土地とすることとし、これらの土地を同一の項目により評価しながら候補地を絞り込んでいくこととしました。

このため、候補地選定の対象となる土地を公募することとし、公募の対象となる土地や応募できる方の要件などを次のとおり定めました。

つきましては、皆様からの応募をよろしくお願ひします。

1 応募対象となる土地の要件

次の（1）から（5）までの全ての要件を満たしている土地を応募の対象とします。

これらのうち、（2）及び（3）の要件については、応募しようとする方が要件を満たしているか否かを判断できない場合でも応募は可能としますが、応募後の審査において、要件に適合していないことが判明した場合は、選定の対象から外れることとなります。

- （1）高知市中心部から、自動車概ね1時間以内に到達できる土地であること。
- （2）面積が5.5ヘクタール（55,000㎡）以上の土地であること。
- （3）次のアからテまでのいずれにも該当しない土地であること。該当の有無の確認は、「10 その他」を参照してください。

※候補地選定にかかる審査は、全て委員会において行われます。このため、応募しようとする土地が要件を満たしているか否か等、事前審査に相当するお問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

ア 国立公園、国定公園	サ 地すべり防止区域
イ 県立自然公園	シ 砂防指定地
ウ 自然環境保全地域	ス 急傾斜地崩壊危険区域
エ 鳥獣保護区特別保護地区	セ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域
オ 国有林	ソ 河川区域(1級河川、2級河川)
カ 保安林	タ 津波浸水想定区域(想定されている最大クラス(L2)の地震に伴う津波)
キ 史跡・名勝・天然記念物が存在する土地	チ 活断層から1km以内の範囲
ク 周知の埋蔵文化財包蔵地	ツ 市街化区域、市街化調整区域、用途地域
ケ 重要伝統的建造物群保存地区	テ 農用地区域
コ 保存樹木、保存樹林が存在する土地	

- （4）暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団等」という。）が所有する土地でないこと。

(5) 募集期間の初日以降に、暴力団等から所有権が移転した土地でないこと。

※ (4)、(5) に記載している暴力団、暴力団員、暴力団準構成員は、次のとおりとします。

- 暴力団 : 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- 暴力団員 : 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- 暴力団準構成員 : 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団準構成員

2 応募できる方

次の(1)から(3)までのいずれかの方からの応募とします。

(1) 応募しようとする土地の全てまたは一部を所有している方（個人、法人は問わない。）

(2) 応募しようとする土地の存する自治会等の長※

※自治会長、地区長、町内会長、部落長等の地元集落代表者

(3) 応募しようとする土地の存する市町村の長

◎土地所有者の同意等の取得について

応募者が上記(1)から(3)までのいずれの場合でも、応募する区域（以下「応募箇所」という。）の全ての土地所有者が、応募箇所が建設予定地に決定した時には、土地の売却に応じることに「同意すること」または「同意する見込みであること」を条件とします。

⇒同意については、登記名義人による同意を原則としますが、現所有者（登記名義を変更していない実質の所有者等）による同意でも可能とします。

⇒同意する見込みについては、応募者が土地所有者（登記名義人または現所有者）に意思を確認のうえ、その旨を誓約してください。

3 募集期間

平成29年6月30日（金）から平成29年8月31日（木）まで【当日消印有効】

4 提出書類等

(1) 応募申請書（第1号様式）

(2) 応募箇所の土地所有者による同意書（第2号様式）

(3) 応募者による同意見込みの誓約書（第3号様式）

(4) 位置図

⇒応募箇所の存する市町村の全域が入った地図に位置を記してください。

(5) 詳細図

⇒応募箇所が全て入る地図（縮尺1/1500から1/6000程度）に、応募する土地の区域を記してください。

また、応募箇所のどの部分が誰の土地なのか分かるように、地図に書き込んでください。

(6) 土地所有者が応募する場合は、その所有する土地の登記事項証明書（代表地1筆で可）

※応募に係る全ての経費は応募者の負担とします。

※提出された書類等は、原則として返却しません。

5 提出先及び提出方法等

(1) 提出先

●高知県林業振興・環境部 環境対策課 応募受付係

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号(県庁西庁舎5階)

○お問い合わせ先：電 話 088-821-4595

電 子 メール 030801@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 提出方法

ア 郵送または持参により提出してください。FAX、メールによる提出は受け付けません。

イ 郵送の場合は、提出書類等の入った封筒に「応募申請書在中」と朱書きをお願いします。

また、平成29年8月31日の消印有効とします。

ウ 持参の場合は、閉庁日(土曜・日曜・祝日)を除く8時30分から17時15分までに提出をお願いします。

(3) 応募申請書の受理

提出書類等を受理した時は、応募者へ「応募受理書」を郵送します。

6 応募に関する情報の取扱い等について

(1) 応募に係る個人情報等(応募者、同意者及び同意見込み者の氏名(法人名)、住所、電話番号、応募箇所の地番等)は、公表しません。

(2) 応募箇所の市町村名及び大字は、応募箇所が存する市町村(廃棄物行政担当課)へ情報提供したうえで公表します。また、委員会において決定する条件により抽出する土地(以下「抽出箇所」という。)と応募箇所との区分についても公表します。

(3) 候補地が決定するまでは、選定に関する問い合わせに応じることはできません。

(4) 候補地選定終了後、委員会が作成する報告書において、応募箇所の大きな位置を示した図面(縮尺1/50万程度の県全域の地図)と評価結果を公表する予定です。また、応募箇所が最終回の委員会において審議対象となった箇所については、詳細な図面も公表する予定です。

(5) 応募された提出書類等に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合は、その時点で選定から外れることになります。

7 候補地の選定方法及び応募箇所の取扱いについて

🇯🇵 応募箇所は、委員会による審査を経たうえで、候補地選定の対象に加わることになります。具体的な選定方法及び取扱いは、次の(1)から(3)までのとおりです。

(1) 委員会における候補地の選定方法

ア 本要領「1 応募対象となる土地の要件」(1)及び(3)により、候補地を選定する対象区域を決定します。

イ 応募箇所については、応募箇所の市町村名及び大字を公表した後、アの対象区域の要件に適合しているか審査を行います。

ウ アの対象区域内の抽出箇所及びイの審査において要件に適合した応募箇所について、委員会が決定する項目により複数回の評価を行い、段階的に箇所数を絞り込みます。評価項目については、委員会開催毎に県庁環境対策課のホームページ（「10 その他」（3）参照）に掲載します。

エ 抽出箇所と応募箇所の中から最終的に絞り込まれた複数の土地が「候補地」となります。

（2）応募箇所の取扱い

ア 応募箇所は、抽出箇所と同様の手順で評価するため、応募したからといって必ずしも候補地に選定されるとは限りません。

イ 応募箇所が候補地に選定された場合においても、建設予定地に決定したわけではなく、県が土地の購入等を約束するものではありません。


ウ 応募箇所が建設予定地に決定した場合においても、測量や設計の結果により、施設整備に必要な土地の面積が確定することになるため、必要面積が応募箇所の面積よりも小さくなることもあります。

（3）建設予定地の決定

委員会により選定された複数の候補地において、県が地元説明会を開催する予定です。

その後、地元、市町村及び県との間で合意形成が図られた箇所を建設予定地として決定する予定です。

8 応募の取下げ

 応募を取下げの場合は、応募取下げ書（第4号様式）に必要事項を記入のうえ、提出してください。

ただし、応募箇所が抽出箇所と一致している場合には、応募を取下げても選定の対象となります。

- （1）応募の取下げは、応募者のみが行うことができます。
- （2）応募の取下げは、随時可能とします。
- （3）応募取下げ書を受理した時は、応募者へ「応募取下げ受理書」を郵送します。
- （4）応募取下げ書の提出先及び提出方法は、「5 提出先及び提出方法等」と同様とします。

※提出書類等については、平成29年8月31日までに取下げ書の提出（当日消印有効）があり、希望される場合は応募者に返却します。

9 応募申請書等の配布場所

- （1）県庁環境対策課（ホームページからダウンロードもできます。）
- （2）県民室（県庁本庁舎1階）
- （3）各福祉保健所（須崎を除く）
- （4）須崎農業振興センター

10 その他

- （1）「1 応募対象となる土地の要件」（3）に記載している区域等の一部は、次のホームページにより確認することができます。

ア 国土交通省土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY）

<http://lucky.tochi.mlit.go.jp/>

○国立公園、国定公園、県立自然公園（システムでは「自然公園地域」）

○自然環境保全地域（システムでは「自然保全地域」）

○国有林 ○保安林 ○市街化区域、市街化調整区域、用途地域 ○農用地区域

イ 高知県文化財地図情報システム

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310701/2014070300180.html>

○史跡・名勝・天然記念物 ○周知の埋蔵文化財包蔵地

ウ 高知県防災マップ

<http://bousaimap.pref.kochi.lg.jp/>

○地すべり防止区域 ○砂防指定地 ○急傾斜地崩壊危険区域

○土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域

○津波浸水想定区域（マップでは「津波浸水予測図」）

(2) 新たな管理型最終処分場の整備の方向性等が示された「高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想（平成29年3月策定）」は、下記のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/masterplan.html>

(3) 第1回委員会の資料等は、下記のホームページに掲載しています。第2回以降の委員会資料は、各委員会開催後に掲載します。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/kouhotisenntei.html>

(4) エコサイクルセンターの特徴や安全性などは、別紙資料をご覧ください。

エコサイクルセンターの特徴や安全性などについて

- 1 埋立場に屋根を設けている被覆型と呼ばれる最終処分場です。屋根で覆われているため、廃棄物の臭いや飛散により周辺の環境に影響を与えることはありません。

また、鳥獣等が自由に出入りできないため、鳥獣等により施設が損傷されることがありません。

新たな管理型最終処分場も、屋根を有する被覆型を予定しています。



エコサイクルセンター全景写真：(公財)エコサイクル高知提供

- 2 屋根で覆われていることから人工的に散水し、廃棄物の安定化を促進しています。散水した水は、施設内で処理を行い天然水並みの水質に浄化したうえで、散水に再利用（循環）しています。このため、処理された水を施設外に放流することはなく、周辺の水環境に影響を与えることはありません。

新たな管理型最終処分場も、処理水は無放流として、場内での循環利用を予定しています。

- 3 散水した水が、施設外へ漏れ出すことが無いように、最終処分場の底面と壁面を遮水構造としています。具体的には、底面は、ベントナイトと呼ばれる粘土と土を混合した厚さ 50cm の遮水層と、その上部に遮水シートを 2 枚敷設して、3 重の遮水構造（国の基準は 2 重の遮水構造）としています。壁面は、コンクリート壁と遮水シート 1 枚による 2 重の遮水構造です。

また、最終処分場の下部を流れる地下水の水質を常時確認しており、エコサイクルセンター開業からこれまでの間、異常は確認されておりません。

- 4 埋立廃棄物を搬入するための運搬車両（ダンプトラック等）の通行は 1 日平均で 8 台程度です。また、(公財)エコサイクル高知が搬入元への安全運転指導を徹底しています。

- 5 開業以来、施設におけるトラブルや事故も起こらず、順調に運営されてきていましたが、平成 28 年 8 月から 9 月の間に 2 度にわたり、廃棄物からの発煙事象が発生しました。

このうち 8 月の発煙事象により、壁面の遮水シートの一部が損傷しましたが、散水した水は施設外に漏れ出ることなく、地下水への影響もありませんでした。損傷箇所については、損傷した遮水シートの周囲と遮水シートの外側にあるコンクリート壁に劣化がないことを確認したうえで修復を行っております。

なお、専門家や消防機関などからの助言もいただきながら、考えられる再発防止策を講じてきており、その後の発煙事象は発生しておりません。

今後についても、再発防止策を確実に実践することにより、施設の安全管理に一層努めることとしています。

※ エコサイクルセンターでは、施設の見学ができます。見学を希望される方は下記に直接お問い合わせください。

●公益財団法人エコサイクル高知

〒781-2164 高岡郡日高村本村字焼坂659番1

電話：0889-24-6210 Fax：0889-24-6212

ホームページ：<http://www.ecokochi.or.jp/>

高知県情報公開条例（第 6 条抜粋）

（公文書の開示義務）

第 6 条 実施機関は、公文書の開示の請求があったときは、当該公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により開示することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により何人も閲覧することができるようにされている情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 次に掲げる者の職務の遂行に係る情報のうち、当該者の職名及び氏名((ア)に掲げる者にあつては、当該者の氏名を公にすることにより、当該者の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものとして実施機関が定める者の氏名を除く。)

(ア) 国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員

(イ) 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下この項において同じ。)及び地方独立行政法人の役員及び職員

(ウ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 152 条第 1 項に規定する法人(地方独立行政法人を除く。第 21 条において「公社等」という。)及び同令第 140 条の 7 第 1 項に規定する法人の役員

(エ) 県から補助金、交付金等の交付を受けている一般社団法人及び一般財団法人、私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 39 条第 2 項に規定する医療法人、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人並びに同法第 10 章第 2 節に規定する社会福祉協議会の役員

エ ウの(ア)及び(イ)に掲げる者の職務の遂行に係る情報のうち、当該職務の遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 前号に定めるもののほか、開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれのある情報

(6) 県の機関(県が設立した地方独立行政法人を含む。以下この項において同じ。)又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人その他の公共団体の機関(以下この号において「国等の機関」という。)が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより次のいずれかに該当することが明らかなもの

ア 監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他全ての事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの

イ 県の機関若しくは国等の機関内部又は県の機関若しくは国等の機関相互間における審議、検討、協議、調査、研究等に関する意思決定が不当に阻害されるもの

ウ 法律又はこれに基づく政令の規定による主務大臣その他の国の機関が行う指示等により公表してはならない旨が明示されているもの、国等の機関からの委託による調査等で、公表してはならない旨の条件が付されているもの等、県の機関と国等の機関との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの

(7) 県の機関からの要請を受けて、開示しないとの約束の下に、個人又は法人等から県の機関へ提供された情報であって、開示することにより、当該個人又は法人等と県の機関との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることが明らかなもの。ただし、当該情報が一般的に公表されないものであること等、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められる場合に限る。

- 2 実施機関は、開示の請求に係る公文書に前項第2号から第7号までのいずれかに該当する情報が記録されている場合であっても、当該公文書の開示をしないことにより保護される利益に明らかに優越する公益上の理由があると認められるときは、当該公文書を開示するものとする。